

令和6年度第8回中央区協議会（南地域分科会）次第

日時：令和6年11月22日（金）午後1時30分から
会場：南行政センター 3階 大会議室

1 開会

2 議事

協議事項

（1）浜松市上下水道基本計画（案）【骨子】のパブリック・コメントの実施について☞資料1

（2）第3次浜松市中山間地域振興計画（案）のパブリック・コメントの実施について☞資料2

3 その他

（1）救急安心電話相談窓口について☞クリアファイル

（2）パブリック・コメントの実施に伴う資料配付について

①第3次浜松市国際戦略プラン（案）☞パブコメ①

②浜松市公共施設等総合管理計画（案）☞パブコメ②

③第4次浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画（案）
☞パブコメ③

④第4次浜松市男女共同参画基本計画（案）☞パブコメ④

⑤浜松市スポーツ推進ビジョン（第3期浜松市スポーツ推進計画）（案）
☞パブコメ⑤

⑥浜松市農業振興ビジョン（案）☞パブコメ⑥

⑦第3次浜松市環境基本計画（案）☞パブコメ⑦

⑧第3次浜松市人権施策推進計画（案）☞パブコメ⑧

（3）次回の開催予定

第9回：令和6年12月20日（金）

第10回：令和7年1月24日（金）

（午後1時30分から 南行政センター3階大会議室にて）

4 閉会

区協議会

区分	<input type="checkbox"/> 諒問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件名	浜松市上下水道基本計画（案）【骨子】のパブリック・コメントの実施について				
事業の概要 (背景、経緯、現状、課題等)	<p>○背景、経緯等</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年3月に策定（改訂）した「浜松市水道事業ビジョン」及び「浜松市下水道ビジョン」は令和6年度までを計画期間としている。 今後10年間（令和7年度から令和16年度）で本市の上下水道事業が目指す方向や取組内容などを示す計画を策定する。 今後、人口減少による料金収入等の減少に加え、水道と下水道の両方の機能を確保し、災害時においても従前どおり水の使用を可能とする上下水道施設の耐震化や、耐用年数を超過する老朽管更新などの事業量が増加すると見込んでいる。 また、資材価格や労務費の上昇など、上下水道事業を取り巻く環境を踏まえ、現状と課題を分析したうえで今後の取組内容を検討した。 				
対象の区協議会	全ての地域分科会、天竜区区協議会				
内 容	<p>計画（案）【骨子】について意見を伺う。なお、区協議会でいただいた意見は、パブリック・コメントの意見として取り扱う。</p> <p>○計画（案）【骨子】の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 本計画の策定にあたっては、10年後（令和16年度）の理想の姿を設定し、その実現に向けて5つの基本方針を定めた。 5つの基本方針ごとに、現状と課題、取組を骨子としてまとめている。 <p>【10年後の理想の姿】 安全・安心な上下水道が地域社会の中で健全な水循環に貢献している。</p> <p>【基本方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施設強靭化等による防災・減災の推進 2 安全・安心なサービスの提供 3 環境負荷の低減 4 組織体制の強化 5 持続可能な経営の推進 				
備考 (答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など)	<ul style="list-style-type: none"> 意見募集期間：令和6年11月15日（金）～令和6年12月16日（月） 市の考え方公表：令和7年2月 計画策定・公表：令和7年3月 				
担当課	上下水道総務課	担当者	佐伯 高志	電話	474-7012（内4080）

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

計画の内容

基本方針 1 施設強靭化等による防災・減災の推進	
(1) 耐震化	① 上下水道一体による耐震化 ② 水道施設の耐震化 ③ 下水道施設の耐震化
(2) 老朽化対策	① 水道管路の老朽化対策 ② 下水管路の老朽化対策 ③ 净水場等の老朽化対策 ④ 净化センター等の老朽化対策
(3) 濁水・渴水等対策	
(4) 雨水対策	
(5) 災害等へのソフト対策	① 防災体制の整備 ② 受援・応援体制の強化 ③ 自助・共助の促進
基本方針 2 安全・安心なサービスの提供	
(1) 水質管理の強化	
(2) 問い合わせ対応の強化	
(3) 水道未普及地域への支援	
基本方針 3 環境負荷の低減	
(1) 汚水衛生処理の推進	① 汚水衛生処理の普及促進 ② 適正な放流水質の維持

基本方針 3 環境負荷の低減（続き）	
(2) 温室効果ガスの削減	
(3) 净水発生土・下水汚泥の有効利用	① 净水発生土の有効利用 ② 下水汚泥の有効利用
基本方針 4 組織体制の強化	
(1) 人材育成の推進	
(2) 業務効率化の推進	
(3) 広域化の推進	
基本方針 5 持続可能な経営の推進	
(1) 官民連携の推進	
(2) 遠州水道受水・農業集落排水事業の最適化	① 遠州水道受水の最適化 ② 農業集落排水事業の最適化
(3) 檢針・収納の効率化	① メーター検針の効率化 ② 料金収納の効率化
(4) 資産の整理と有効活用	
(5) 広聴・広報の推進	① 広聴の推進 ② 広報の推進
(6) 計画的かつ効率的な企業経営	

基本方針1 施設強靭化等による防災・減災の推進

(1) 耐震化

① 上下水道一体による耐震化 水 下

現状と課題

- 令和6年能登半島地震では、上下水道施設に甚大な被害が発生しました。
- ✓ 基幹施設（水道：導水管、浄水場、送水管等 下水道：浄化センターに直結する下水管等）の機能喪失により被害が長期化しました。
- ✓ 水道に比べて下水道の復旧が遅れ、水道の使用自粛が要請された事例があり、事前防災として、上下水道一体による管路の耐震化の重要性が認識されました。



地震の影響で破損した水道管路
[石川県珠洲市]



地震の影響で破損したポンプ場
<水道施設> [石川県珠洲市]



地震の影響で浮上したマンホール
[石川県珠洲市]

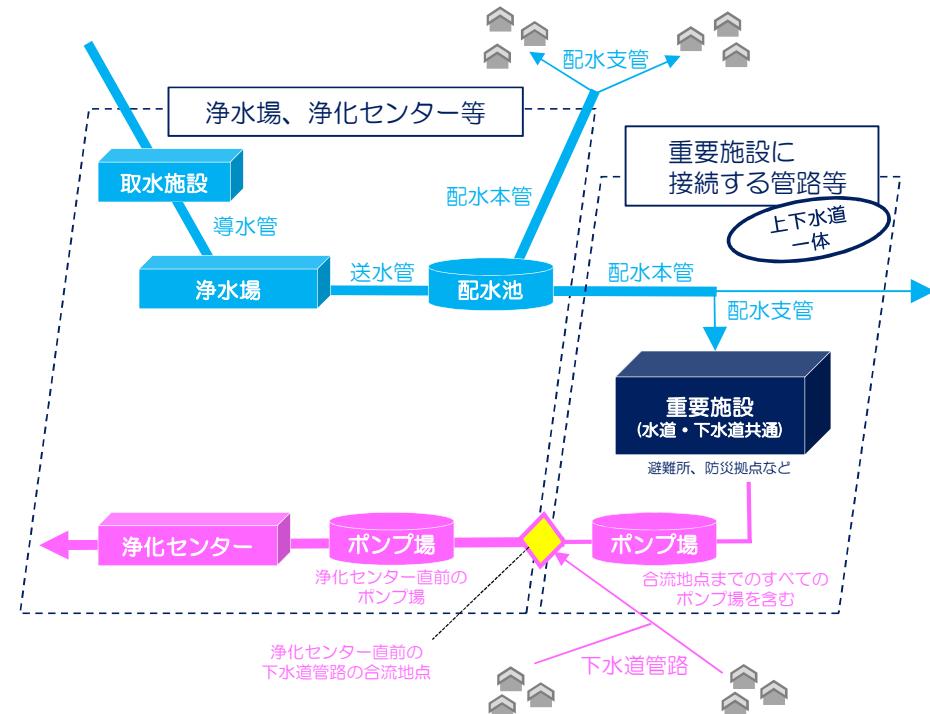


地震の影響で破損した下水道管路に起因する
マンホール内の滲水 [石川県珠洲市]

- 災害に強く持続可能な上下水道システム構築に向け上下水道一体による耐震化を推進する必要があります。

取組

- 浜松市上下水道耐震化計画（令和6年度策定予定）に基づき、浄水場、浄化センター等の耐震化や避難所等の重要施設に接続する上下水道管路の上下水道一体による耐震化を行います。

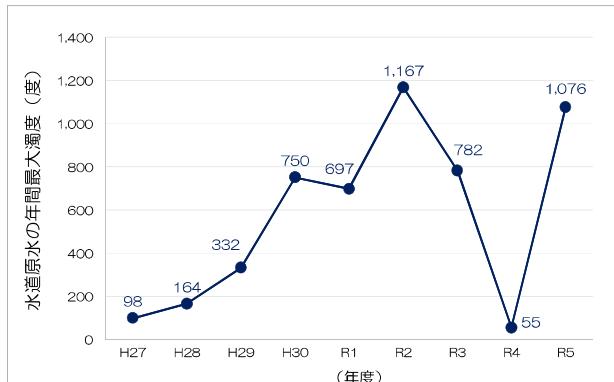


基本方針2 安全・安心なサービスの提供

(1) 水質管理の強化

現状と課題

- 近年、大雨等の影響で水道原水の濁度が急激に上昇することが増え、大原浄水場における水道原水の年間最大濁度も上昇傾向にあります。



- 令和4年度には、水道原水のかび臭物質濃度が想定以上の高濃度で検出されました。
- 国内外で有機フッ素化合物(PFAS)への社会的関心が高まり、PFASのうち、PFOS及びPFOAが令和2年度に国の水質管理目標設定項目に位置付けられたため、PFAS測定用の分析装置を導入しました。
- 適正な水道水質を維持するため、令和元年度までにすべての浄水場で水安全計画を策定し、水質監視や浄水機能の強化に取り組んでいます。
- 今後は、濁度の上昇やかび臭物質の発生、PFASといった新たな水質リスクを踏まえた管理により、安全・安心な水道水質を確保する必要があります。



かび臭物質等を除去するために導入した
粉末活性炭注入設備
(令和2年度)〈浄水機能の強化〉
[取水施設（三方原用水第6分水口）]



PFAS測定用に導入した分析装置
(令和3年度)〈水質監視の強化〉
[大原浄水場]



薬品注入に関する実証実験
(令和6年度)〈浄水機能の強化〉
[大原浄水場]



水処理工程における水質監視用計器の点検
[大原浄水場]

水道の水質基準適合率									
年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4 [※]	R5
水道の水質基準適合率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	99.6%	100%

※ 令和4年度は、水道原水のかび臭物質濃度が想定以上に上昇し、10月に4つの検査地点で水道水のかび臭物質濃度が水質基準を超過しましたが、人の健康に影響がない項目のため、活性炭処理等を行い、給水を継続しました。[水質基準内896/全検査数900(75地点×年12回)]

取組

- 近年の水道原水における濁度上昇やかび臭物質の発生、PFAS対策の動向等を踏まえ、水質監視や浄水機能を強化するとともに、水安全計画を見直します。
- 関係部局や近隣事業体との連絡体制を強化します。

基本方針3 環境負荷の低減

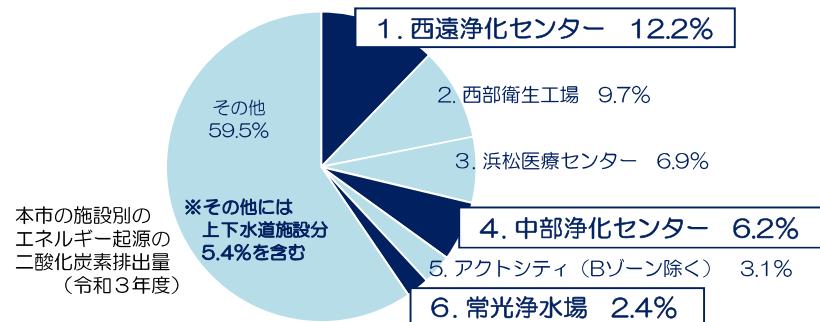
(2) 温室効果ガスの削減

水 下

現状と課題

- 浄水場や浄化センター等では、水処理工程におけるポンプ稼働などで多くのエネルギーを消費し、また、浄化センターでは水処理工程で発生した下水汚泥の焼却で二酸化炭素よりも温室効果の高いメタンや一酸化二窒素を排出しています。その結果、上下水道施設から相当量の温室効果ガスを排出しています。

本市の施設全体におけるエネルギー起源の二酸化炭素排出量のうち、上下水道施設（庁舎含む）は約26%（全体の4分の1）を占めています。



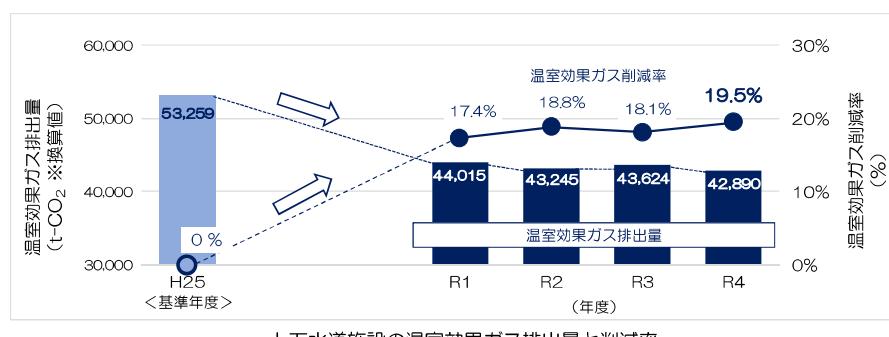
取組

- 引き続き、省エネルギー設備への更新や効率的な施設の運転管理を行います。
- 上下水道施設への太陽光発電設備の導入について検討します。



- 温室効果ガスの排出量を削減するため、省エネルギー設備の導入などを積極的に行っており、その結果、国が示す基準年度（平成25年度）と比較して令和4年度までに19.5%削減しました。

引き続き、国が目指すカーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に向けて、上下水道施設から排出される温室効果ガスを削減する必要があります。

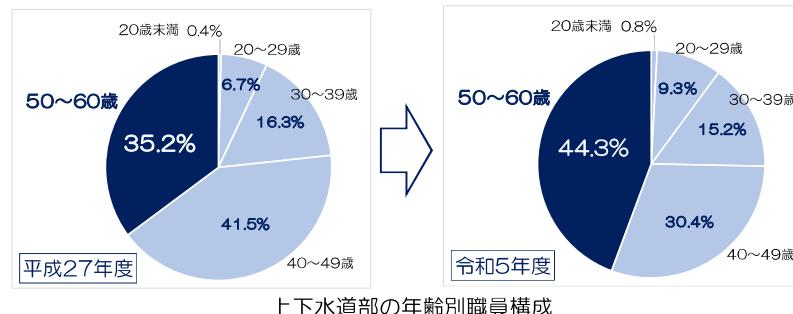
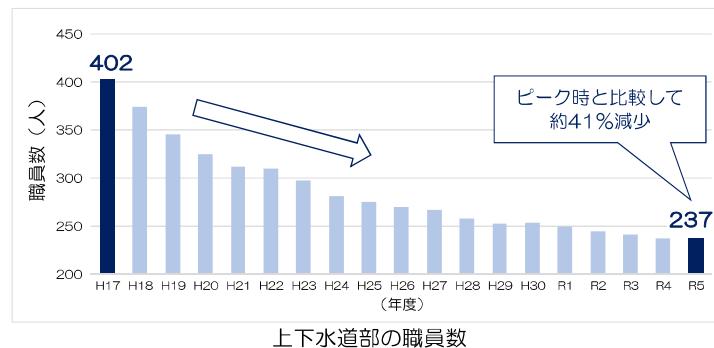


基本方針4 組織体制の強化

(1) 人材育成の推進 水下

現状と課題

- 上下水道部の職員数は、12市町村が合併した平成17年度の402人をピークにして、その後は業務の見直しや業務委託の推進により減少し、令和5年度はピーク時と比較して約41%減少して237人になっています。また、職員のうち50歳以上の割合は、平成27年度の35.2%に対して令和5年度は44.3%となっており、職員の高齢化が進んでいます。



- 上下水道に関する技術力の維持・向上を推進していくため、ベテラン職員の豊富な知識・経験を活用した研修を行っています。



実地研修（管路修繕）



ベテラン職員が講師となる「教え合いリーダー研修」



- 業務委託を推進する中で、民間事業者の技術力向上を図るため、本市にて民間事業者を対象とした研修を開催しています。



本市が開催した民間事業者を対象とした漏洩修繕研修【住吉庁舎の研修施設】



本市が開催した労働基準監督署による監督員保安研修【住吉庁舎】

取組

- 施設の耐震化や老朽化した施設の更新など必要な事業量に対応できる体制を整備するため、専門人材の育成・確保と技術力の継承に取り組みます。

基本方針5 持続可能な経営の推進

(6) 計画的かつ効率的な企業経営

水 下

現状と課題

- 水道事業について、
近年、経常収支比率は低下傾向で、令和4年度以降は100%を下回っています。
資金残高も減少傾向になっています。



<水道事業> 経常収支比率と資金残高

- 下水道事業について、
経常収支比率は、平成28年度から平成30年度まで上昇し、
平成30年度以降は110%以上で安定しています。
資金残高は、令和2年度以降、安定しています。



<下水道事業> 経常収支比率と資金残高

- 水道事業、下水道事業ともに持続可能な運営を行うため、財政状況を検証し、必要な料金改定を実施しています。
直近では、水道事業は平成19年度に（平均改定率： $\Delta 17.0\%$ ）、下水道事業は平成29年度に（平均改定率：12.9%）改定をしています。
今後も、独立採算の原則に基づく資金涵養により財源を確保し、持続可能な上下水道経営を推進する必要があります。

取組

- 維持管理費や支払利息等費用の削減に努めるとともに、給水収益・使用料収入や一般会計からの繰入金など経常収益を適切に確保します。
- 適切な料金設定と世代間の負担の公平性に配慮した企業債の活用により、計画期間内の事業経営に必要な資金を確保します。

第9号様式

区協議会

区分	<input type="checkbox"/> 諒問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 协議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項		
件名	第3次浜松市中山間地域振興計画(案)のパブリック・コメントの実施について		
事業の概要 (背景、経緯、現状、課題等)	<p><背景></p> <p>現行の第2次浜松市中山間地域振興計画が2024(令和6)年度で終期を迎えるため、2025(令和7)年度から始まる第3次浜松市中山間地域振興計画の策定を進めてきた。</p> <p><経緯></p> <ul style="list-style-type: none"> 中山間地域の現状や課題等を把握し計画に反映させるため、2023(令和5)年度に集落座談会及びアンケート調査を実施した。また、2024(令和6)年度にも自治会やNPO法人、各種団体、高校生、大学生などとの意見交換を行った。 府内に「中山間地域振興推進本部」及び「中山間地域振興ワーキンググループ」を設置し、部局の枠組みを超えた関係部署間で、集落座談会やアンケート調査等でいただいた意見や、地域の課題を共有し、主要な施策の実施に向け「現状と課題」、「理想の姿」、「主な取り組み」について調整し、計画(案)への反映を行った。 		
対象の区協議会	天竜区協議会、中地域分科会、東地域分科会、西地域分科会、南地域分科会、浜北地域分科会、北地域分科会		
内容	<p>計画(案)について意見を伺う。なお、今回、区協議会及び地域分科会でいただいた意見は、パブリック・コメントの意見として取り扱う。</p> <p><計画(案)の概要></p> <p>基本理念と2つの目標のもとに、「まち」、「ひと」、「しごと」をキーワードとした3つの重点方針を掲げ、19の主要施策を体系づけた。</p> <p>計画期間：5年間 2025(令和7)年度～2029(令和11)年度 対象区域：天竜区の全域、浜名区引佐町の北部(旧鎮玉村・旧伊平村)</p>		
備考 (答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など)	<ul style="list-style-type: none"> 意見募集期間：令和6年11月15日(金) ～令和6年12月16日(月) 市の考え方公表：令和7年2月予定 		
担当課	市民協働・地域政策課 (中山間地域振興担当)	担当者	夏目 聖 電話 922-0200

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

計画の考え方

(1) みんなで推進する中山間地域の振興

中山間地域では、阿蘇山における産業用地開発や三遠南信自動車道整備など大型プロジェクトが進行しています。特に、三遠南信自動車道が地域にもたらすメリットは非常に大きく、地域の発展と住民の生活向上に大きく寄与することが期待されています。

これらの事業を好機と捉え、市内外の個人や各種団体、企業、行政などが様々な立場から幅広い視点で地域の果たすべき役割や課題を理解し、協力し合って中山間地域の振興施策を進めていく必要があります。

(2) 住民ニーズに基づく施策の重点化

2023(令和5)年度に実施した「集落座談会」並びに「中山間地域住民アンケート」及び「都市部市民アンケート」に加え、地域の自治会やNPO法人、各種団体、高校生、大学生などの意見交換を通じて、中山間地域の課題や将来の理想像が明らかになりました。いただいたご意見を踏まえ、重点的に取り組むべき施策を抽出しました。

(3) 自治的な取り組みに対する積極的な支援

これまで、地域の自治会やNPO法人、各種団体などによる自治的なまちづくりの取り組みは、それぞれの地域の特性などをいかして多くの成果を上げてきました。市は、今後も地域の特性やニーズを踏まえた、自治的な取り組みを積極的に支援していきます。

基本理念と目標

(1) 基本理念

自然との調和、豊かな暮らし、あふれる魅力～浜松の中山間地域から新たな息吹～

この基本理念は、中山間地域の魅力や特長に加え、都市部の暮らしをも支える中山間地域の多面的機能から着想を得ています。人口の減少や少子化、高齢化など中山間地域が抱える課題に対応する取り組みが新しい変化の「息吹」となって浜松市全体、さらには市域を超えて波及することを期待して設定しました。

(2) 目標

①中山間地域の市民が、地域に対する「愛着」や「誇り」を持ち、笑顔で幸せを感じて生活できる、持続可能な地域社会の構築

この目標は、中山間地域の市民が住み慣れた地域に対する深い愛着や強い誇りを持つ、将来にわたって幸福感や、満足感を持って生活(ウェルビーイング)を続けられることを重視したものです。

また、地域の市民が年齢や性別等にかかわらず、主体的に地域の課題解決や発展のための取り組みに参加するとともに、SDGsやカーボンニュートラルの視点も取り入れ、次世代にも持続可能な形で豊かな暮らしを引き継ぐことを念頭に置いています。

②みんなが「中山間地域は魅力的・大切な地域（浜松の宝）である。」と思える地域の共創

中山間地域には澄んだ空気や豊かな自然に加え、地域に根差した伝統芸能や文化など多くの魅力があふれています。これらは都市部の人々に癒しや新たな発見の場を提供するだけでなく、水源涵養や二酸化炭素の吸収といった多面的かつ公益的な役割も担っています。

この目標は、市民はもちろん、市外在住者や関係人口、交流人口、各種団体、企業などを含めた「みんな」が中山間地域の魅力と役割を認識し、共感できる地域を共に創っていくことを目指すものです。

第3次浜松市中山間地域振興計画(案)概要版

2025(令和7)年度から2029(令和11)年度

中山間地域の役割

中山間地域の『森林』は、土砂災害を防ぐ機能のほか、大気中の二酸化炭素を吸収して地球温暖化の進行を緩和する機能や水源を涵養する機能があります。また、中山間地域の山や森によって育まれた『水』は、飲料水や農業用水、工業用水として都市部の隅々まで行き渡ります。さらに、中山間地域の水力発電所でつくられた電気は、環境にやさしい『電力』として関東圏や中京圏にも供給されています。加えて、浜松市沿岸域に整備された防潮堤には中山間地域の『土』が使われています。

このように、中山間地域は地域住民の生活の場としての機能を果たすだけでなく、都市部の市民生活も支える重要な役割を担っています。



【浜松市中山間地域振興計画対象地域】

- 天竜区の全域
- 浜名区引佐町の北部
(旧鎮玉村・旧伊平村)
大字:伊平・川名・浜川・四方淨・田沢
兎荷・西久留女木・西黒田
東久留女木・東黒田・別所・的場

中山間地域と全市域の比較

	浜松市全域 (浜名湖含む)	中山間地域	市全域に 占める割合
面積	1,558.11km ²	1,022.81km ²	65.6%
森林面積	1,023.85km ²	923.99km ²	90.3%
人口	786,792人	27,798人	3.5%
高齢者人口	226,421人	13,190人	5.8%
高齢化率	28.8%	47.4%	-
人口密度	505人/km ²	27人/km ²	-

※面積:浜松市統計書(令和5年版)による

※静岡県森林情報システム(2024(令和6)年3月31日現在)による

※第6次国有林野施業実施計画書(2024(令和6)年4月1日現在)による

※人口:2024(令和6)年4月1日現在の住民基本台帳による

計画の策定にあたって

●計画策定の趣旨

中山間地域が抱える課題に向き合い、地域の魅力や資源を最大限に活用しながら、持続可能な地域づくりを進めることが重要であると考えます。そのため、個人や各種団体、企業、行政などが中山間地域の将来像を共有するとともに、将来像を実現するための指針と具体的な事業を示すため、新たに第3次中山間地域振興計画を策定することとします。

●計画の期間

2025(令和7)年度から2029(令和11)年度まで(5年間)

第3次浜松市中山間地域振興計画(案) 体系図



第3次浜松市国際戦略プラン(案)

に対するご意見をお待ちしています！

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。

浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



1. 「第3次浜松市国際戦略プラン(案)」とは

浜松市の国際施策展開の指針である「浜松市国際戦略プラン」が計画期間（6年）の最終年を迎えることから、現下の社会情勢等を踏まえた第3次プランを策定し、本市の強みや特長、機会を生かした効果的な施策展開を図ることで、引き続き、本市の活性化と国際社会への貢献を果たすものです。

2. 案の公表期間及び意見募集期間

令和6年1月15日（金）～令和6年2月16日（月）

3. 案の公表先

国際課、市政情報室、区役所、行政センター、支所、協働センター、ふれあいセンター、中央図書館、市民協働センター（中央区中央一丁目）、パブコメPRコーナー（市役所本館1階ロビー）にて配布

浜松市ホームページ（<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>）に掲載
【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

4. 意見の提出方法

意見書には、住所*、氏名または団体名*、電話番号を記入して、次のいずれかの方法で提出してください。

※住所および氏名または団体名が未記入の意見には、本市の考え方を示しません。

・個人情報は、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。

（意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。）

①直接持参	国際課（市役所本館5階）まで書面で提出
②郵便【はがき、封書】 (最終日の消印有効)	〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2 国際課あて
③電子メール	kokusai@city.hamamatsu.shizuoka.jp
④FAX	050-3730-1867（国際課）

5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和7年2月に公表します。公表先は案の公表先と同じです。

6. 問い合わせ先

企画調整部国際課（TEL 053-457-2359）

パブリック・コメント実施案件の概要

案件名	第3次浜松市国際戦略プラン（案）
趣旨・目的	浜松市の国際施策展開の指針である「浜松市国際戦略プラン」が計画期間（6年）の最終年を迎えることから、現下の社会情勢等を踏まえた第3次プランを策定し、引き続き、本市の活性化と国際社会への貢献を果たす。
策定（見直し）に至った背景・経緯	現行プラン策定から6年が経過するなか、国際情勢や国内情勢の変化に的確に対応し、本市が進める国際展開について改めて整理をするなかで、今後に向けた考え方や方向性を示す必要がある。
立案した際の 実施機関の考え方 及び論点	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の強みや特長、機会を生かした効果的な施策展開を図る。 ・現行プランにおける目指す方向性や取組を継承・発展させるため、その掲げた目指す姿を堅持し、引き続き、その実現に向けて、施策推進方針と都市外交方針に基づいた施策を展開する。 ・浜松市総合計画との整合性を図るとともに、分野ごとの個別計画との連携を図る。
案のポイント (見直し事項など)	<p>『計画期間』 2025年度～2029年度【5年間】</p> <p>『目指す姿』</p> <p>◆目指す都市の姿</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本市の特長であるものづくりに代表される産業経済活動や、音楽をはじめとする文化・芸術活動やスポーツ大会が国際的なレベルで活発に行われ、多様な人材が活躍する都市 2 そのような活動の拠点となる都市として世界的な視点から選ばれ、多くの人々にとって魅力ある都市 <p>◆都市の将来像</p> <p>『産業経済や文化の活動拠点として多様な人材が活躍し、世界的な視点から多くの人々に選ばれる魅力ある都市』</p> <p>『推進方針』</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施策推進方針 <ol style="list-style-type: none"> (1) 重点分野への集中した取組 <ol style="list-style-type: none"> ①「産業・観光」 ②「音楽・スポーツ」 ③「多文化共生」 (2) 多様な連携の強化と活用による推進 <ol style="list-style-type: none"> ① 民間活力の活性化と官民連携による推進 ② 広域的な自治体間連携による推進 ③ 庁内組織横断的な推進と人材育成 2 都市外交方針 <ol style="list-style-type: none"> (1) 国際的なネットワークを通じた海外諸都市との関係構築

	<p>(2) 本市の強みや特長を生かした互恵的協力関係の構築 (3) 民間交流を重視した都市外交の推進</p> <p>《推進施策》</p> <p>◆強みと特長を生かした戦略的な事業展開</p> <p>➢施策 1 都市ブランドの確立と発信</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 「産業都市」としての潜在力の活用 (2) 「音楽都市」としてのプレゼンス向上 (3) 「多文化共生都市」の創造 (4) 都市の魅力発信と国際貢献 <p>➢施策 2 交流拡大による地域の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 企業のグローバル展開支援 (2) インバウンド・MICE 誘致の推進 (3) スポーツを通じた活力創出 (4) 海外の企業や多様な外国人材の受入れと定着促進 <p>◆推進基盤の強化・充実</p> <p>➢施策 3 海外諸都市や国際機関等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 国際機関等を通じた海外諸都市との連携 (2) 交流都市との連携促進 (3) 駐日外国公館や政府系機関等との連携 <p>➢施策 4 推進体制と人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) グローバル人材の育成と活用促進 (2) 発信力の強化と受入態勢の整備 (3) 庁内推進体制の強化と職員の育成
関係法令・上位計画など	浜松市総合計画
計画・条例等の策定スケジュール（予定）	<p>令和 5 年 6 月～ 改定案の検討開始</p> <p>令和 6 年 11 月～令和 6 年 12 月 改定案の公表・意見募集</p> <p>令和 7 年 1 月 改定案の修正、市の考え方の作成</p> <p>令和 7 年 2 月 意見募集結果及び市の考え方公表</p> <p>令和 7 年 2 月 最終案報告</p> <p>令和 7 年 4 月 施行</p>

第3次浜松市国際戦略プラン素案

背景・趣旨

【背景】

- 外国人材の受け入れ拡大
- 為替相場の急激な変動
- 地球温暖化に伴う世界的な気候変動
- 国際秩序の不安定化
- アジア地域の堅調な経済成長 等

【策定趣旨】

本市が進める国際展開について改めて整理し、今後への考え方や方向性を示す
➢本市の強みや特長、好機を生かし、効果的な施策展開
➢海外の成長市場の活力を本市の活性化に積極的に繋ぐ
➢海外諸都市等と共に国際社会へ有益に貢献
➢地球規模の問題解決に向けた国際機関との協力推進

【計画期間】 2025年度～2029年度【5年間】

【目指す姿】

産業経済や文化の活動拠点として多様な人材が活躍し、世界的な視点から多くの人々に選ばれる魅力ある都市

推進方針

1 施策推進方針

(1) 重点分野への集中した取組

- ①「産業・観光」
- ②「音楽・スポーツ」
- ③「多文化共生」

(2) 多様な連携の強化と活用による推進

- ① 民間活力の活性化と官民連携による推進
- ② 広域的な自治体間連携による推進
- ③ 庁内組織横断的な推進と人材育成

2 都市外交方針

(1) 国際的なネットワークを通じた海外諸都市との関係構築

(2) 本市の強みや特長を生かした互恵的協力関係の構築

(3) 民間交流を重視した都市外交の推進

推進施策

【強みと特長を生かした戦略的な事業展開】

施策1 都市ブランドの確立と発信

- (1)「産業都市」としての潜在力の活用
 - 「産業イノベーション都市」として高い潜在力を生かした発信
 - 市場創出支援、新産業の創出支援と既存産業の高度化
 - 農林水産物の世界市場への進出
- (2)「音楽都市」としてのプレゼンス向上
 - UCCN※1の活用
 - 音楽のあふれるまちづくり
- (3)「多文化共生都市」の創造
 - ICC※2ネットワークの活用
 - 多様性を生かした価値創造型のまちづくりの推進
 - ブラジルとのレガシー協定を生かした交流促進
- (4)都市の魅力発信と国際貢献
 - 産業、食、文化、自然など本市の資源を生かした魅力発信
 - 2050年カーボンニュートラルに向けた取組の推進
 - 本市の特長を生かした官民連携による国際貢献

施策2 交流拡大による地域の活性化

- (1)企業のグローバル展開支援
 - 海外進出支援体制の構築
 - 海外販路開拓・輸出拡大支援
 - 製品・サービス等の高付加価値化支援
- (2)インバウンド・MICE誘致の推進
 - 戦略的なインバウンドの推進
 - 國際コンベンション等のMICE誘致の推進
 - マーケティングに基づくデジタルプロモーションの強化
 - 本市の魅力を生かしたテーマ観光の推進
- (3)スポーツを通じた活力創出
 - 誰もがスポーツを楽しめるインクルーシブスポーツの推進
 - ピーチ・マリンスポーツの聖地としての拠点整備
 - 國際大会や海外選手団宿泊等の大型スポーツイベントの誘致
- (4)海外の企業や多様な外国人材の受け入れと定着促進
 - 専門的・技術的分野の外国人材の定着促進
 - 海外企業の誘致、外国人起業家の呼び込み
 - 技術や文化交流・研修実施の促進

【推進基盤の強化・充実】

施策3 海外諸都市や国際機関等との連携

- (1)国際機関等を通じた海外諸都市との連携
 - UCLG※3のネットワークを生かした海外諸都市との関係強化
 - UCCN加盟都市との関係強化
 - ICCネットワーク参加都市との連携促進
 - ICLEI※4加盟都市との交流・連携
- (2)交流都市との連携促進
 - 民民主役の国際交流の促進
 - 協定締結都市との関係基盤の活用
 - 広域的な自治体間連携による推進
- (3)駐日外国公館や政府系機関等との連携
 - 駐日外国公館や国際機関との関係強化
 - CLAIR※5やJETRO※6等の政府系機関との連携強化
 - 海外在住者・関係団体との連携促進

施策4 推進体制と人材育成

- (1)グローバル人材の育成と活用促進
 - 国際理解教育や語学教育を通じたグローバル人材の育成
 - グローバル人材の積極的活用に向けた支援
- (2)発信力の強化と受入態勢の整備
 - ホームページ等本市の魅力発信ツールの多言語化と充実
 - 海外からの訪問者の受入環境整備
- (3)庁内推進体制の強化と職員の育成
 - 庁内推進体制の強化
 - 國際関係事務を担う職員の育成
 - 海外拠点等本市の国際展開の効果的な推進体制の整備
 - 海外現地情報の収集やマーケティングの強化



United Cities
and Local Governments



HAMAMATSU
City of Music
Member of
the Creative Cities Network



※1 ユネスコ創造都市ネットワーク
※2 インターカルチャル・シティ・プログラム
※3 都市・自治体連合

※4 持続可能な都市と地域をめざす自治体協議会
※5 一般財団法人自治体国際化協会
※6 独立行政法人日本貿易振興機構

第3次浜松市国際戦略プラン素案

強みや特長

国際的な産業イノベーション都市

- 日本有数のものづくり産業の集積都市
- 新産業の創出と既存産業技術の高度化

世界の音楽都市

- 音楽分野でアジア初のUCCN加盟都市
- 国際的音楽事業の開催実績

外国人材の活躍可能な環境

- スタートアップ・エコシステム
「グローバル拠点都市」
- 外国人材の就労・定着支援体制

多文化共生のまちづくり

- 多文化共生に先駆的に取り組んできた都市
- アジア初のICC加盟都市

豊かな自然環境と豊富な食資源

- 全国トップクラスのFSC森林認証取得面積
- SAVOR JAPAN（農泊 食文化海外発信地域）

ブラジル人が最も多く居住するまち

- 在浜松 ブラジル総領事館等との連携
- 東京2020オリンピック競技大会レガシー協定

観光資源と観光推進体制

- 本市を圏域に含むDMOとの連携推進
- 湖・海・川・山に囲まれた優れた環境

持続可能なまちづくり

- SDGs未来都市
- 豊かな自然環境と都市機能を併せ持つ
地方都市

デジタル・スマートシティの推進

- デジタルを活用したまちづくりの推進

社会経済環境の変化

- ◆ アジア地域の堅調な経済成長
- ◆ 国際秩序の不安定化
- ◆ 地球温暖化に伴う世界的な気候変動
- ◆ 世界のDX市場規模拡大
- ◆ 世界的なインフレ加速

- ◆ 日本の総人口13年連続減少
- ◆ 為替相場の急激な変動
- ◆ 労働力不足による多様な外国人材の受け入れ拡大
- ◆ DXがもたらす社会の変化
- ◆ カーボンニュートラル実現へ取組促進

【計画期間】 2025年度～2029年度

産業経済や文化の活動拠点として多様な人材が活躍し、世界的な視点から多くの人々に選ばれる魅力ある都市



浜松市公共施設等総合管理計画(案)

に対するご意見をお待ちしています！

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。

浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



1. 「浜松市公共施設等総合管理計画(案)」とは

市が保有する全ての資産を対象に、資産の見直しや活用、運営管理、処分等に関するプロセス全般を資産経営と位置づけ、資産経営を長期的かつ着実に推進するための羅針盤として策定する計画です。

現行計画が令和6年度に終期を迎えることから、新たに第2期「浜松市公共施設等総合管理計画」を策定します。

2. 案の公表期間及び意見募集期間

令和6年11月20日（水）～令和6年12月20日（金）

3. 案の公表先

アセットマネジメント推進課、市政情報室、区役所、行政センター、支所、協働センター、ふれあいセンター、中央図書館、市民協働センター（中央区中央一丁目）、パブコメPRコーナー（市役所本館1階ロビー）にて配布
浜松市ホームページ（<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>）に掲載
【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

4. 意見の提出方法

意見書には、住所*、氏名または団体名*、電話番号を記入して、次のいずれかの方法で提出してください。

*住所および氏名または団体名が未記入の意見には、本市の考え方を示しません。

・個人情報は、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。

（意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。）

①直接持参	アセットマネジメント推進課（市役所北館4階）まで書面で提出
②郵便【はがき、封書】 (最終日の消印有効)	〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2 アセットマネジメント推進課あて
③電子メール	asset@city.hamamatsu.shizuoka.jp
④FAX	050-3730-0119（アセットマネジメント推進課）

5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和7年2月に公表します。公表先は案の公表先と同じです。

6. 問い合わせ先

財務部アセットマネジメント推進課（TEL 053-457-2533）

パブリック・コメント実施案件の概要

案件名	浜松市公共施設等総合管理計画（案）						
趣旨・目的	<ul style="list-style-type: none"> 将来にわたって持続可能な行財政運営を実現するために、市が保有する全ての資産を対象に、資産の見直しや活用、運営管理、処分等に関するプロセス全般を資産経営と位置づけ、資産経営を長期的かつ着実に推進するための羅針盤として策定するものです。 						
策定（見直し）に至った背景・経緯	<ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年 3 月に策定した現行計画が令和 6 年度に終期を迎えることから、新たに第 2 期計画を策定します。 建設物価が急激に上昇したことで将来の改修・更新経費の見込みが過少となり、実績値が計画値を大幅に上回る結果となったことから、計画の内容及び目標値の再検討が必要です。 現行計画策定時から 10 年近く経過し、保有施設の状態やニーズの変化、脱炭素社会、DX 化の推進等への対応を踏まえた内容に更新が必要です。 						
立案した際の 実施機関の考え方 及び論点	<ul style="list-style-type: none"> 総務省通知「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」を踏まえた構成とします。 基本方針は、社会情勢の変化や他方針・計画との整合性を図り、項目の追加及び再構成を行いました。 将来改修更新経費の試算方法を見直し、投資充足率の目標は現状値（令和 26 年度で 100%）を採用しました。 						
案のポイント (見直し事項など)	<ul style="list-style-type: none"> 【基本理念】「知る・変える・活かす」で支える資産経営 【基本方針】 3 つの基本指針と 5 つの着眼点 <ul style="list-style-type: none"> 3 つの基本指針 (1) 公共施設に関するムリ・ムダ・ムラの是正 (2) 安全・安心な公共施設の提供 (3) 公共施設の最大限の有効活用 5 つの着眼点 ①データ一元化による維持管理コストの最適化 ②民間活力の積極的な活用 ③まちづくりとの連携及び近隣市町との連携 ④脱炭素化の推進 ⑤実効ある進捗管理 投資充足率 100%に向け、基本方針の考え方に基づき、第 5 ~ 7 章に記載する具体的な取り組みを推進します。 						
関係法令・ 上位計画など	<p>(上位計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> 浜松市総合計画 						
計画・条例等の 策定スケジュール (予定)	<table border="0"> <tr> <td>令和 6 年 11 月 20 日～12 月 20 日</td> <td>案の公表・意見募集</td> </tr> <tr> <td>令和 7 年 2 月予定</td> <td>募集結果及び市の考え方公表</td> </tr> <tr> <td>令和 7 年 4 月</td> <td>計画期間の開始</td> </tr> </table>	令和 6 年 11 月 20 日～12 月 20 日	案の公表・意見募集	令和 7 年 2 月予定	募集結果及び市の考え方公表	令和 7 年 4 月	計画期間の開始
令和 6 年 11 月 20 日～12 月 20 日	案の公表・意見募集						
令和 7 年 2 月予定	募集結果及び市の考え方公表						
令和 7 年 4 月	計画期間の開始						

浜松市公共施設等総合管理計画 概要版（案）

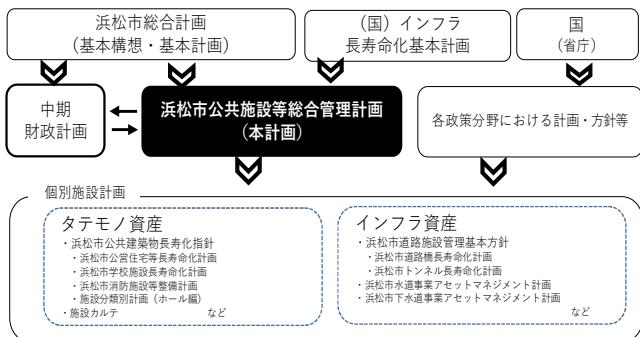
<基本方針編>

第1章 基本的事項

市が保有する全ての資産を対象に、資産の見直しや活用、運営管理、処分などに関するプロセス全般を資産経営と位置づけ、資産経営を長期的かつ着実に推進するための羅針盤として「浜松市公共施設等総合管理計画」を定める。

【計画の位置付け】

浜松市の最上位計画である「総合計画」を支える個別計画として定めるもの。

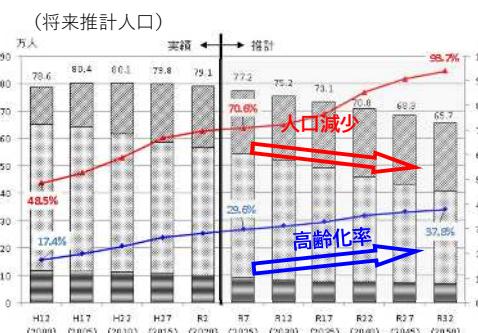


【計画期間】 令和7年度から令和16年度の10年間

第2章 本市の概況(人口・財政状況・資産)

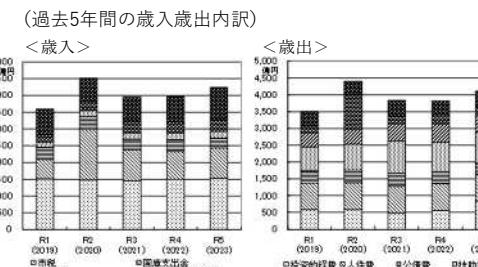
1. 人口

- 本市人口は、2008年をピークとして減少局面
- 2050年には約65.7万人となると推計
- 従属人口指数は93.7%となり、生産年齢人口への依存度が高まる



2. 財政状況

- 政令指定都市移行後、行政改革への取組みにより、財政指標は全般的には改善傾向
- 政令指定都市などとの比較ではストック指標、フロー指標ともに良好
- 人口減少・少子高齢化のさらなる進行により、引き続き厳しい財政運営となることが予想され、扶助費の増加が見込まれるとともに、老朽化が進む資産の維持管理・改修・更新経費の増大への対策が課題



3. 資産

- 本市の保有する公共施設、土地などの資産は、12市町村合併、政令指定都市移行を契機に急増

【タテモノ資産】

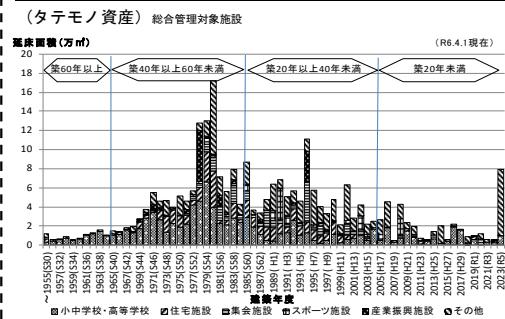
- 都市化の進展や人口の増加に伴い1970、80年代の20年間で約133万m²、全体の約51%を建設
- 今後、老朽化に対する対応や改修・更新時期の一極化が懸念

【インフラ資産】

- 都市化の進展や人口の増加に伴い整備が進められた道路・橋りょう、平成以降に古い管の更新や整備が進んだ上下水道管といった特徴
- 老朽化への対応、計画的な維持管理・改修による長寿命化、耐震化などが必要となっており、将来の財政需要の抑制、縮減が大きな課題

- タテモノ資産やインフラ資産の改修・更新経費は今後50年で4兆7,780億円と想定（年平均956億円）（長寿命化前）

公有財産台帳面積 (R6.3.31時点)		
区分	土地	建物
行政財産	1,406万m ² (62%)	246万m ² (95%)
普通財産	877万m ² (38%)	14万m ² (5%)
合計	2,283万m ² (100%)	260万m ² (100%)



第3章 資産経営の基本的な考え方

「見直すべきところは見直し、投資すべきところは積極的に投資する、そして、活用できるものは最大限活用する」ことにより「保有する財産」から「活用する資産」への意識転換を進め、安全・安心で質の高い市民サービスの提供と持続可能な行財政運営を両立することが重要。



第4章 本計画の目標指標

2044年度（令和26年度）の投資充足率100%に向けて、資産経営の取組みを進める

タテモノ資産の投資充足率 90%(2034年時点の目標)

	策定期 (2024)	R16 (2034)	R26 (2044)
タテモノ資産 投資充足率目標	62.5%	90%	100%

インフラ資産の投資充足率 95%(2034年時点の目標)

	策定期 (2024)	R16 (2034)	R26 (2044)
インフラ資産 投資充足率目標	87.4%	95%	100%

現投資と同様の投資を続けた場合でも、大幅な延床面積の縮減が必要

道路・橋りょうなどでは新規事業の進捗状況を見据えながら、改修・更新を検討することや、上下水道事業などは、老朽化した管を更新する際には適正な規模へ縮小することなどが必要

浜松市公共施設等総合管理計画 概要版（案）

＜実施方針編＞

第5章 タテモノ資産に関する具体的な取り組み

【タテモノ資産の見直しの考え方と今後の方向性】

〈基本指針に沿った取り組み〉

①公共施設に関する ムリ・ムダ・ムラの是正	・延床面積縮減 (新設の抑制・既存施設の縮減) ・維持管理コストの最適化
②安全・安心な公共施設 の提供	・予防保全と長寿命化 ・ユニバーサルデザインに配慮 ・雨水対策に沿った施設整備
③公共施設の最大限の 有効活用	・余剰部分の活用 ・公共空間の利活用

- 〈見直しの考え方〉 2つの視点で検討
- ・タテモノ資産を通じて提供している行政サービスの性質
 - ・行政サービスを享受している利用者の圏域など
 - 利用者圏域（広域、市域、地域、中山間地域 等）
 - （①廃止 ②民間移管 ③管理主体変更 ④非保有 ⑤統廃合⑥複合化⑦広域化）

統廃合・複合化の推進

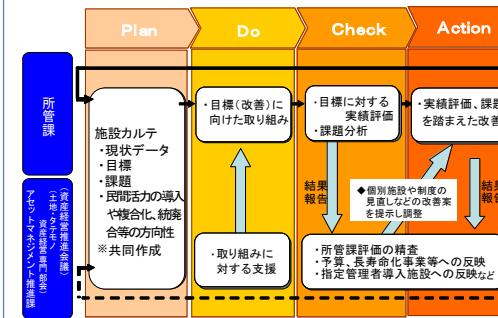
各施設分類毎の個別施設計画と毎年度作成する施設カルテの資産情報より、多面的な検討を行ったうえで今後の方向性を決定します。関係課と円滑に検討を行うために統廃合・複合化推進検討会議を活用します。

〈今後の方向性〉

- ・施設の利用用途分類（23分類）ごとに整理
(例:①庁舎等②職員住宅等③集会施設④文化・観光施設⑤スポーツ施設⑥図書館など)
- ・行政サービスや活動拠点の確保と、タテモノ資産総量縮減を意識した施設の統廃合、複合化や民間移管などの推進

【マネジメントの手法】

すべてのタテモノ資産について、現状データ及び見直しの考え方をまとめた「施設カルテ」を作成
関係課で共有し、毎年度のPDCAサイクルを実行



第6章 インフラ資産に関する具体的な取り組み

【インフラ資産の見直しの考え方と今後の方向性】

〈基本指針に沿った取り組み〉

①公共施設に関する ムリ・ムダ・ムラの是正	・RBMの考え方による維持管理 ・規模適正化
②安全・安心な公共施設 の提供	・予防保全と長寿命化 ・メンテナンスサイクル ・雨水対策
③公共施設の最大限の 有効活用	・公共空間の利活用 ・ネーミングライツ

〈見直しの考え方〉

- ・インフラ資産を通じて提供している行政サービスの性質を踏まえて検討
- （①廃止 ②民間委託③分散処理 ④間引き ⑤RBM）

RBM（リスクベースメンテナンス）

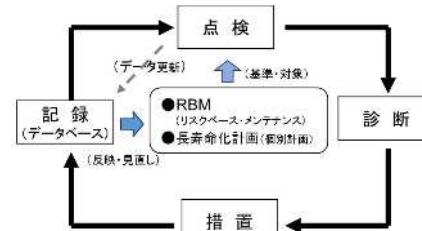
破損や事故の起きやすさ、市民生活へ影響を及ぼす影響の大きさ、改修・更新経費の規模などのリスクを基準に、各インフラ資産を分類し、維持管理、改修・更新を実施する手法。

〈今後の方向性〉

- ・資産の利用用途別4分類ごとに整理
（①道路・橋りょう ②ポンプ・排水機場
③上水道 ④下水道）

【マネジメントの手法】

RBMを踏まえた長寿命化計画などを基本に、メンテナンスサイクル（点検⇒診断⇒措置⇒記録）を実行



第7章 普通財産に関する具体的な取り組み

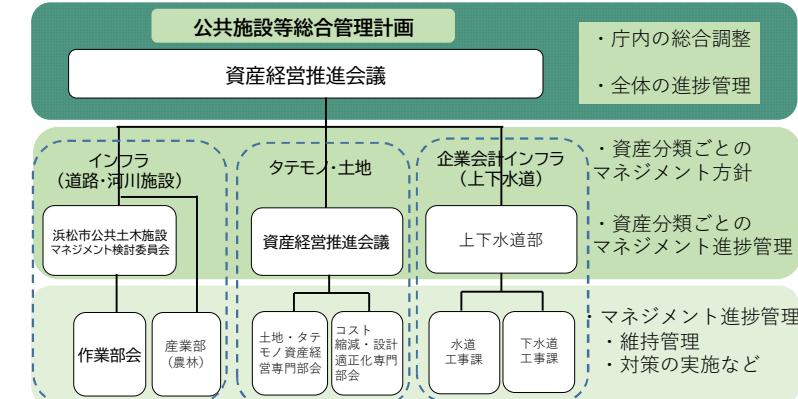
遊休財産の有効活用を図るため、利用実態や管理実態により普通財産を「事業財産」「計画財産」「貸付財産」「遊休財産」に区分。活用手法から今後の見通しまでの一元的に把握し、市有財産としての活用や適正管理、資産活用に取り組む。

【遊休財産の区分】

区分	説明
活用可能財産	特段の調整を要せず処分または貸付が可能な財産
要調整財産	活用するために、地域や周辺土地所有者などとの調整が必要な財産
活用限定財産	活用が限定される財産（法面、山林等）
その他	現地や公図が不明な財産
解体可能財産	解体可能な財産

第8章 全局的な推進体制

○計画の推進体制



○市民、議会への情報提供

- ・資産や財政の状況、今後の見通しに関する情報を共有するため決算報告時に「資産のすがた」による情報提供に努める
- ・施設の統廃合、複合化等の既存施設の見直しの際には、施設利用者や地元住民の方の理解が必要であることから、適宜意見交換や説明会等を通して見直す
- ・議会へは適切な段階に説明

○計画の進捗管理

- ・本計画の実行性を確保するため、継続的に取組みを実施し毎年度投資充足率目標に対する実績により目標達成状況を評価
- ・社会情勢の変化や施設の見直し状況等を踏まえ、中間年である5年を目途に計画の見直しを実施

第4次浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり計画(案)

に対するご意見をお待ちしています！

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



1. 「第4次浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり計画(案)」とは

浜松市では、平成22年度に「浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画」を策定し、『犯罪のない誰もが安全で安心して暮らせるまちづくり』を基本理念とし、防犯に関する様々な取組みを行ってきました。今回の計画では、本市における近年の犯罪情勢や地域の状況を踏まえ、新たに令和7年度から令和16年度までの10年間を計画期間とする「第4次浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画」を策定します。

2. 案の公表期間及び意見募集期間

令和6年11月15日（金）～令和6年12月16日（月）

3. 案の公表先

市民生活課、市政情報室、区役所、行政センター、支所、協働センター、ふれあいセンター、中央図書館、市民協働センター（中央区中央一丁目）、パブコメPRコーナー（市役所本館1階ロビー）にて配布
浜松市ホームページ（<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>）に掲載
【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

4. 意見の提出方法

意見書には、住所*、氏名または団体名*、電話番号を記入して、次のいずれかの方法で提出してください。

※住所および氏名または団体名が未記入の意見には、本市の考え方を示しません。

- 個人情報は、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。

（意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。）

①直接持参	市民生活課（市役所本館3階）まで書面で提出
②郵便【はがき、封書】 (最終日の消印有効)	〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2 市民生活課あて
③電子メール	shimink@city.hamamatsu.shizuoka.jp
④FAX	053-452-0291（市民生活課）

5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和7年2月に公表します。公表先は案の公表先と同じです。

6. 問い合わせ先

市民部市民生活課（TEL 053-457-2026）

パブリック・コメント実施案件の概要

案件名	第4次浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画（案）
趣旨・目的	現在の基本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画期間が満了するため、「浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」第6条の規定に基づき、犯罪のない安全で安心して暮らすことのできるまちづくりを総合的かつ計画的に推進するために見直しをします。
策定（見直し）に至った背景・経緯	現行計画は令和元年度末に計画期間が満了となるため、直近の犯罪動向を踏まえ、令和7年度から令和16年度までの10年間の計画を策定します。
立案した際の実施機関の考え方及び論点	浜松市が将来にわたって安全で安心して暮らすことのできるまちであり続けるためには、市民の生命、身体及び財産が平穏に保たれることが市民生活の基本であるとの認識に立ち、市、市民、事業者などが協力、連携して、各種の取組みを進めることとします。
案のポイント (見直し事項など)	<p>【浜松市の犯罪の状況】 浜松市における刑法犯認知件数は、平成15年に過去最高の約1万4千件でしたが、それ以降徐々に減少し、令和5年度は過去最低水準の約3千6百件となりました。引き続き、市、市民、事業者、関係団体等が協力して安全で安心なまちづくりを推進します。</p> <p>【基本理念】 犯罪のない誰もが安全で安心して暮らせるまちづくり</p> <p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 市民自らの防犯意識を高める 2 地域が協働して安全で安心なまちをつくる 3 子どもの安全の確保 4 犯罪の起きにくい地域環境をつくる <p>【計画の取組み】 基本方針は変更せずに取り組む事業を充実させています。特に近年増加する特殊詐欺に対して、防犯協会による防犯講習会やくらしのセンターによる高齢者を対象とした出前講座、市の広報誌を活用した啓発等、被害防止に向け事業を推進しています。 防犯灯設置補助事業や令和4年度に新設した防犯カメラ設置補助事業等により、身近で起きている犯罪を抑制する整備を行い、安全で安心なまちづくりを推進します。</p>
関係法令・上位計画など	浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例

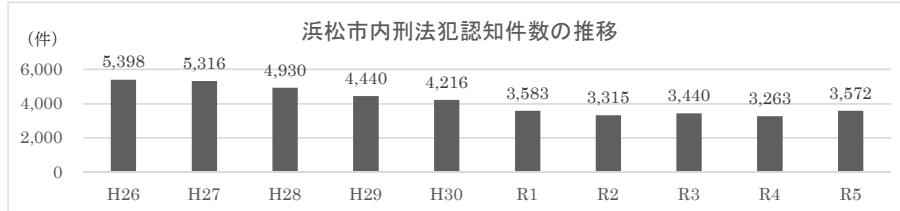
計画・条例等の 策定スケジュール (予定)	令和 6 年 11 月～12 月 案の公表・意見募集
	令和 7 年 2 月 市の考え方を公表
	令和 7 年 4 月 基本計画の施行

第4次浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画

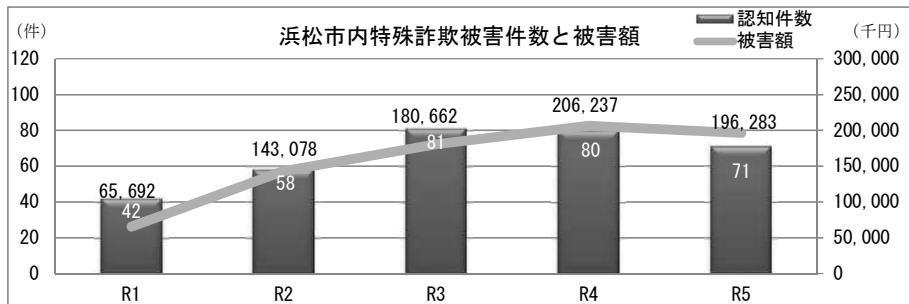
浜松市の犯罪の状況

本市における刑法犯認知件数は、平成15年に過去最高の約1万4千件でしたが、それ以降徐々に減少し、令和5年度は過去最低水準の約3千6百件となりました。刑法犯認知件数全体が減少する一方で、増加傾向にある特殊詐欺に対しては、防犯協会による防犯講習会やくらしのセンターによる高齢者を対象とした出前講座、市の広報誌を活用した啓発等、被害防止に向け事業を推進しました。

引き続き、市、市民、事業者、関係団体と協力し、地域の防犯意識を高めるとともに、防犯灯設置補助事業や令和4年度に新設した防犯カメラ設置補助事業等により、身近で起きている犯罪を抑制する整備を行い、安全で安心なまちづくりを推進します。



※令和2年から令和4年は、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言やまん延防止等重点措置による外出自粛要請の影響があります。



安全で安心なまちづくりのためのそれぞれの役割

市民

防犯意識を高め、安全の確保に努めるとともに、地域のコミュニティや地域における防犯活動への積極的な参加、自ら所有・管理する土地・建物の適正な管理などを通じて、安全で安心な地域社会の実現に努めます。

市

自主的防犯活動団体や警察等の関係機関との連携を強化し、市民、事業者の防犯意識の高揚を図るとともに、地域の実情に合った防犯活動の充実や支援、設備の整備を図ります。

事業者

必要な防犯設備の設置など事業活動の安全確保を図ることに努めます。さらに、従業員等に対し防犯知識や技術を習得させるよう努めるものとします。地域の自主的な防犯活動や市が実施する防犯施策に協力するよう努めます。

基本理念 犯罪のない誰もが安全で安心して暮らせるまちづくり

計画期間 令和7年度から令和16年度（10年間）

基本理念	基本方針	取組
犯罪のない誰もが安全で安心して暮らせるまちづくり	基本方針1 市民自らの防犯意識を高める	(1) 防犯意識を高める広報啓発 (2) 防犯力を高める情報発信 (3) 防犯力を高める教育
	基本方針2 地域が協働して安全で安心なまちをつくる	(1) 地域における防犯活動の支援 (2) 地域の安全を見守る活動の強化 (3) 協働による連携体制の充実
	基本方針3 子どもの安全の確保	(1) 地域と一体となった子どもの見守り (2) 子どもの安全に配慮した環境整備 (3) 子どもの防犯力の育成
	基本方針4 犯罪の起きにくい地域環境をつくる	(1) 犯罪の防止に配慮した公共施設の整備 (2) 市民が行う防犯環境整備への支援 (3) 歓楽街等を対象とした環境改善 (4) D V（配偶者からの暴力）防止の啓発 (5) 再犯防止の推進

第4次浜松市男女共同参画基本計画(案)

に対するご意見をお待ちしています！

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。

浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



1. 「第4次浜松市男女共同参画基本計画(案)」とは

すべての人が性別にかかわりなく個人として尊重され、自らの意思により個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的、計画的に推進するための計画です。

2. 案の公表期間及び意見募集期間

令和6年11月15日（金）～令和6年12月16日（月）

3. 案の公表先

UD・男女共同参画課、市政情報室、区役所、行政センター、支所、協働センター、ふれあいセンター、中央図書館、市民協働センター（中央区中央一丁目）、パブコメPRコーナー（市役所本館1階ロビー）、あいホールにて配布
浜松市ホームページ（<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>）に掲載
【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

4. 意見の提出方法

意見書には、住所*、氏名または団体名*、電話番号を記入して、次のいずれかの方法で提出してください。

※住所および氏名または団体名が未記入の意見には、本市の考え方は示しません。

- ・個人情報は、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。

（意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。）

①直接持参	UD・男女共同参画課（市役所本館3階）まで書面で提出
②郵便【はがき、封書】 (最終日の消印有効)	〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2 浜松市役所 UD・男女共同参画課あて
③電子メール	ud@city.hamamatsu.shizuoka.jp
④FAX	053-457-2750 (UD・男女共同参画課)

5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和7年2月に公表します。公表先は案の公表先と同じです。

6. 問い合わせ先

市民部UD・男女共同参画課（TEL 053-457-2561）

パブリック・コメント実施案件の概要

案件名	第4次浜松市男女共同参画基本計画（案）								
趣旨・目的	すべての人が性別にかかわりなく個人として尊重され、自らの意思により個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的、計画的に推進するための計画です。								
策定（見直し）に至った背景・経緯	平成30年3月に策定した「第3次浜松市男女共同参画基本計画」が令和6年度末で期間満了を迎えます。これまでの取組の検証及び課題の抽出を行うとともに、今後見込まれる社会情勢の変化等を勘案し、令和7年度から令和11年度までの次期基本計画を策定します。								
立案した際の実施機関の考え方及び論点	平成30年3月に策定した「第3次浜松市男女共同参画基本計画」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた取組を行ってきました。「ジェンダー平等」の言葉は浸透し、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進に取り組む事業者も増えてきましたが、法律や制度などの「形式的な平等」は進んできたものの、未だ性別により役割を決める固定的性別役割分担意識が根強く残っており、「実質的な平等」とは言えない状況にあります。次期計画ではこれらの課題を踏まえ、男女共同参画の推進に取り組みます。								
案のポイント（見直し事項など）	<p>【計画期間】 令和7（2025）年度～令和11（2029）年度</p> <p>【基本目標】 「性別にかかわらず、すべての市民がともに参画し、高め合う創造都市浜松」</p> <p>【計画の柱】</p> <ul style="list-style-type: none"> I ジェンダー平等意識の醸成 II 固定的性別役割分担からの脱却 III 安全・安心なくらしの実現 <p>第4次浜松市男女共同参画基本計画は、「男女共同参画社会基本法」「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に規定する計画として策定します。</p>								
関係法令・上位計画など	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会基本法 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 ・浜松市男女共同参画推進条例 								
計画・条例等の策定スケジュール（予定）	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">令和6年11～12月</td> <td>案の公表・意見募集</td> </tr> <tr> <td>令和7年1月</td> <td>案の修正、市の考え方の作成</td> </tr> <tr> <td>令和7年2月</td> <td>意見募集結果および市の考え方を公表</td> </tr> <tr> <td>令和7年4月</td> <td>計画の施行</td> </tr> </table>	令和6年11～12月	案の公表・意見募集	令和7年1月	案の修正、市の考え方の作成	令和7年2月	意見募集結果および市の考え方を公表	令和7年4月	計画の施行
令和6年11～12月	案の公表・意見募集								
令和7年1月	案の修正、市の考え方の作成								
令和7年2月	意見募集結果および市の考え方を公表								
令和7年4月	計画の施行								

第4次浜松市男女共同参画基本計画（案）

令和7（2025）年度～令和11（2029）年度

計画策定にあたって

1. 計画の趣旨

浜松市では、すべての人が性別にかかわりなく個人として尊重され、自らの意思により個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現のため、平成14（2002）年12月に「浜松市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画の推進に取り組んできました。施策を計画的に推進するため、現在の第3次浜松市男女共同参画基本計画（H30～R6）の計画期間満了に伴い、第4次浜松市男女共同参画基本計画（R7～11）を策定します。

2. 現状と課題

近年、「ジェンダー平等」という言葉は浸透し、男女共同参画への意識が高まり、休暇取得促進や時間外労働短縮などのワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組や、女性の就労継続・管理職比率向上などに努める事業者も増えてきました。しかし、法律や制度などの整備が進み、男女間の「形式的な平等」は進んできたものの、賃金格差が生じていることや家事・育児等の負担が女性に偏っていることなど、未だ「実質的な平等」とは言えない状況です。性別によって役割を決める固定的な性別役割分担意識が社会に根強く残っていることが大きな要因であると考えます。

計画の概要

1. 計画期間

令和7（2025）年度～令和11（2029）年度

2. 計画の位置付け

本計画は、浜松市男女共同参画推進条例第3条における基本理念のもと、第12条第1項に基づき策定する基本計画です。また、「男女共同参画社会基本法」をはじめとする各種関連法に規定する計画として位置付けます。

- －浜松市男女共同参画推進条例【基本理念】－
- ・個人の人権の尊重
- ・多様な生き方の選択
- ・政策決定等への平等参画
- ・家庭生活と他の社会生活の両立
- ・性と生殖に関する女性の健康と権利の尊重
- ・国際的理解と協力

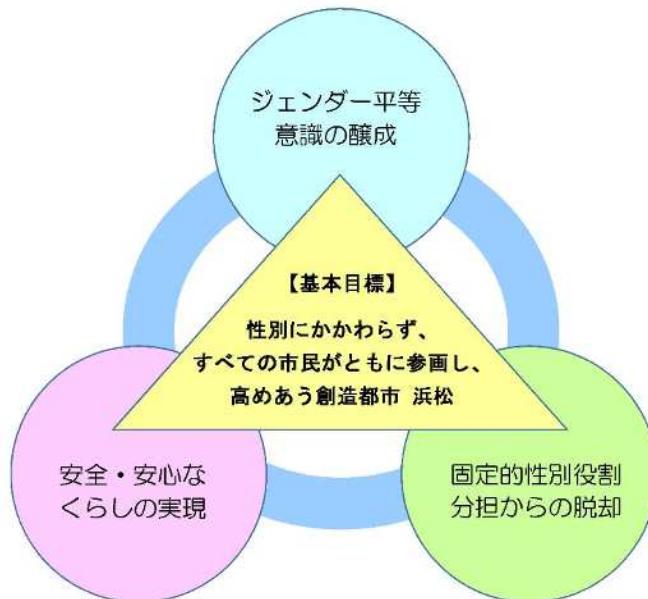
- 男女共同参画社会基本法
- DV防止法
- 女性活躍推進法
- 困難女性支援法

第4次浜松市男女共同参画基本計画

3. 基本目標（目指す将来像）

「性別にかかわらず、すべての市民がともに参画し、高めあう創造都市 浜松」

「ジェンダー平等意識の醸成」、「固定的性別役割分担からの脱却」、「安全・安心なくらしの実現」を計画の三本柱として、基本目標「性別にかかわらず、すべての市民がともに参画し、高めあう創造都市 浜松」の実現を目指します。



I ジェンダー平等意識の醸成

性別により役割を決める固定的性別役割分担意識は未だ根強く残っており、地域や行政、労働など、様々な分野で男性中心の組織づくりが行われていることから、女性の参画が遅れている状況です。性別にかかわらず誰もが活躍できる社会を実現するため、男女共同参画の推進に関する教育・学習機会の充実を図るとともに、政策・方針決定過程の場において女性が活躍できるよう女性の参画促進と人材の育成に取り組みます。

II 固定的性別役割分担からの脱却

少子高齢化や共働き世帯の増加、個人の価値観の多様化が進む中で、ワーク・ライフ・バランスの実現や女性活躍の推進は非常に重要なものであると考えます。それぞれが望むライフスタイルを実現するため、誰もが働きやすい職場環境づくりや男性の家事・育児参画の促進、女性が自分らしく活躍できるためのキャリアアップ支援等に取り組みます。

III 安全・安心なくらしの実現

近年、人口減少や少子高齢化など社会情勢が大きく変化する中、不安定雇用による生活困窮、社会的孤立、DV、性暴力、健康問題など、市民が抱える問題は複雑化しています。また、新型コロナウイルス感染症拡大は、市民生活に大きな影響を与えるとともに、今まで潜在化していた多くの課題を浮き彫りにしました。市民が安全に、そして安心した生活を送ることができるよう、様々な困難を抱える人への支援や理解の促進に取り組みます。

第4次男女共同参画基本計画 体系図

関連法	柱	施策の方向性	基本的施策
男女共同参画社会基本法	I ジェンダー平等意識の醸成	1：男女共同参画の推進に関する教育・学習機会の充実と意識改革【重点施策】	(1)男女共同参画を推進する教育や学習機会の充実 (2)男女共同参画の視点に立った防災対策の推進 (3)男女共同参画を推進する拠点施設の機能充実 (4)男女共同参画の視点に立った国際的理解と情報発信
			(5)審議会等への女性の参画拡大 (6)あらゆる分野における女性の参画拡大 (7)女性の人材育成にかかる施策の充実
			(8)誰もが働きやすい職場環境づくりの支援 (9)男性の家事・育児等への参画と理解の促進 (10)多様なニーズに対応した子育て・介護にかかる支援施策の充実
			(11)働く女性の能力発揮とキャリア形成のための支援 (12)女性のチャレンジ・再チャレンジに向けた支援 (13)農林水産業等における女性の参画促進 (14)労働に関する法律・制度の周知とハラスメント防止に向けた啓発
	II 固定的性別役割分担からの脱却	3：ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進【重点施策】	(15)生涯を通じたこころと体の健康支援 (16)健康課題に関する理解促進と支援 (17)性を正しく理解するための啓発と相談 (18)性の多様性の理解促進
			(19)ひとり親家庭等の自立支援 (20)生活困窮者、孤独・孤立者の自立支援 (21)女性であることで複合的な困難を抱える人への支援
			(22)DVや性暴力等の防止に向けた意識啓発と情報発信 (23)被害者の相談支援体制の充実 (24)被害者の自立に向けた支援の充実
困難女性支援法	III 安全・安心なくらしの実現	5：リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点に立った健康支援【重点施策】	(25)性暴力の防止に向けた意識啓発と情報発信 (26)性暴力の相談支援体制の充実 (27)性暴力の自立に向けた支援の充実
DV防止法			(28)性暴力の防止に向けた意識啓発と情報発信 (29)性暴力の相談支援体制の充実 (30)性暴力の自立に向けた支援の充実
DV防止法			(31)性暴力の防止に向けた意識啓発と情報発信 (32)性暴力の相談支援体制の充実 (33)性暴力の自立に向けた支援の充実

浜松市スポーツ推進ビジョン

(第3期浜松市スポーツ推進計画)(案)

に対するご意見をお待ちしています!

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。

浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



1. 「浜松市スポーツ推進ビジョン（第3期浜松市スポーツ推進計画）計画（案）」とは

第2期浜松市スポーツ推進計画が計画終期を迎えるにあたり、近年多様化するスポーツに求められる役割を踏まえ、「スポーツが持つまちを元気にする力」を最大限に引き出し、地方創生の実現につなげるため、新たなビジョンを策定するものです。

2. 案の公表期間及び意見募集期間

令和6年11月15日（金）～令和6年12月16日（月）

3. 案の公表先

スポーツ振興課、市政情報室、区役所、行政センター、支所、協働センター、ふれあいセンター、中央図書館、市民協働センター（中央区中央一丁目）、パブコメPRコーナー（市役所本館1階ロビー）、四ツ池公園（野球場、陸上競技場）、浜松アリーナ、古橋廣之進記念浜松市総合水泳場、サーラグリーンアリーナ（浜松市浜北総合体育館）にて配布

浜松市ホームページ（<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>）に掲載
【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

4. 意見の提出方法

意見書には、住所*、氏名または団体名*、電話番号を記入して、次のいずれかの方法で提出してください。

※住所および氏名または団体名が未記入の意見には、本市の考え方を示しません。

・個人情報は、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。

（意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。）

①直接持参	スポーツ振興課（市役所本館3階）まで書面で提出
②郵便【はがき、封書】 (最終日の消印有効)	〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2 スポーツ振興課あて
③電子メール	sports@city.hamamatsu.shizuoka.jp
④FAX	050-3730-1391（スポーツ振興課）

5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和7年2月に公表します。公表先は案の公表先と同じです。

6. 問い合わせ先

市民部スポーツ振興課（TEL 053-457-2421）

下記の資料をご覧のうえ、ご意見をお寄せください

●パブリック・コメント実施案件の概要

●浜松市スポーツ推進ビジョン（第3期浜松市スポーツ推進計画）計画（案）

1 ビジョンの策定にあたって	P 2
2 目指す将来像と必要な視点	P 2
3 将来像に向けた政策の方針	P 3～5
4 推進体制	P 6
付属資料 政策体系表	P 7
付属資料 スポーツ施設一覧表	P 8

●意見提出様式（参考）

パブリック・コメント実施案件の概要

案件名	浜松市スポーツ推進ビジョン（第3期浜松市スポーツ推進計画）（案）								
趣旨・目的	<ul style="list-style-type: none"> 近年多様化するスポーツに求められる役割を踏まえ、「スポーツが持つまちを元氣にする力」を最大限に引き出し、地方創生の実現につなげるため、新たなビジョンを策定するもの。 								
策定（見直し）に至った背景・経緯	<ul style="list-style-type: none"> 近年スポーツを取り巻く環境は大きく変化しており、健康の維持増進に加え、経済成長の牽引、インクルーシブ社会の実現など、スポーツに求められる役割も多様化している。 第2期浜松市スポーツ推進計画が終期を迎えるにあたり、ソフト事業とハード事業を一体的に示す新たなビジョンを策定することとした。 								
立案した際の実施機関の考え方及び論点	<ul style="list-style-type: none"> 策定にあたり、地域の関係者の議論を通じスポーツの「望ましい未来」を描き必要な政策を考える「シナリオ・プランニング」手法を活用するとともに、現状と課題を把握するための市民アンケート及び関係団体アンケートを実施した。 将来像の実現のために必要な視点を掲げるとともに、これまでの政策に加えて『する』『みる』『ささえる』に横串を指す政策及び『スポーツの力』を生かす政策を体系整理した。 								
案のポイント（見直し事項など）	<p>①計画期間：2025年度～2029年度（令和7年度～令和11年度） ②目指す将来像：スポーツ文化都市・浜松 ③必要な視点：みんなで/様々な場で/持続可能なかたちで/楽しむ ④将来像に向けた政策の方針</p> <p>(1) 「する」「みる」「ささえる」の連鎖を生む政策</p> <ul style="list-style-type: none"> 分野1「する」スポーツ 分野2「みる」スポーツ 分野3「ささえる」スポーツ 「する」「みる」「ささえる」に横串を刺す政策 「スポーツの力」を生かす政策 <p>(2) スポーツの基盤を支える政策</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本的な方針（効果・効率/安全・快適/民間ノウハウの活用） 利用圏域区分に応じた市有施設の整備運営方針 <p>⑤推進体制 連携、協働により将来像の実現を目指す （プラットフォーム構築）</p>								
関係法令・上位計画など	浜松市総合計画（基本構想・基本計画・実施計画）								
計画・条例等の策定スケジュール（予定）	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">案の公表、意見募集開始</td> <td style="width: 70%;">令和6年11月15日</td> </tr> <tr> <td>意見募集終了</td> <td>令和6年12月16日</td> </tr> <tr> <td>市の考え方公表</td> <td>令和7年2月</td> </tr> <tr> <td>施行時期</td> <td>令和7年4月</td> </tr> </table>	案の公表、意見募集開始	令和6年11月15日	意見募集終了	令和6年12月16日	市の考え方公表	令和7年2月	施行時期	令和7年4月
案の公表、意見募集開始	令和6年11月15日								
意見募集終了	令和6年12月16日								
市の考え方公表	令和7年2月								
施行時期	令和7年4月								

浜松市スポーツ推進ビジョン

(第3期浜松市スポーツ推進計画)

(案)

1 ビジョンの策定にあたって

(1) 策定の趣旨

- 本市では「スポーツ文化都市 浜松」を目指して「する」「みる」「ささえる」の三本柱によりスポーツ政策を展開してきました。
- 近年、スポーツを取り巻く環境は大きく変化しており、スポーツに求められる役割も、健康の維持増進だけでなく、経済成長の牽引、スポーツを通じたインクルーシブ社会の実現など多様化しています。
- 「スポーツが持つまちを元氣にする力」を最大限に引き出し地方創生の実現につなげることを目指し、スポーツに係るソフト事業とハード事業の方針を一体的に示す新たなビジョンを策定するものです。

(2) 計画期間 2025 年度～2029 年度（令和 7 年度～令和 11 年度）

(3) 計画の位置付け

- 本ビジョンは浜松市総合計画のスポーツ分野に関する個別計画として策定します。
- 施設管理については「公共施設等総合管理計画」と整合を図るほか、関連計画を踏まえ政策間の連携を図りながら計画を推進します。

2 目指す将来像と必要な視点

(1) 目指す将来像

スポーツ文化都市・浜松

年齢、性別、国籍、障がいの有無などを問わず、誰もが身近にスポーツを楽しめるインクルーシブスポーツ環境が市民の間で文化として定着しており、スポーツを「する」「みる」「ささえ」が相互に機能することにより、市民の活力が生まれ、にぎわいが創出されているまち

(2) 必要な視点

- 将来像の実現のため、必要となる視点を以下に整理します。

① みんなで (Everybody)

- 誰もが多様なスポーツに関わる機会の創出、障壁の解消
- 多彩な主体の連携による「する」「みる」「ささえ」の好循環創出
- DEI (多様性 Diversity、公平性 Equity、包摂性 Inclusion) の推進

② 様々な場で (Everywhere)

- スポーツ施設の計画的整備と管理運営
- スポーツ施設のユニバーサルデザイン化の推進
- 学校体育施設、その他公共施設、民間施設等の活用

③ 持続可能なかたちで (Sustainable Ecosystem)

- 資金、人材等スポーツを取り巻く課題への対応
- 次代を担う子どもたちの育成と環境づくり
- 地球温暖化対策（緩和・適応）、環境への配慮

④ 楽しむ (Enjoy !)

- スポーツ文化の定着を通じた地域活性化とシビックプライド醸成
- スポーツによる市民の幸福度 (Well-Being) 向上と社会課題解決
- 地域の資源と魅力を生かし、新しいこと、ワクワクすることに挑戦

3 将来像に向けた政策の方針

(1) 「する」「みる」「ささえる」の連鎖を生む政策

➤ 将来像の実現に向けた政策分野と重点的に取り組むポイントを整理します。

<付属資料：政策体系表>

分野1 「する」スポーツ

年齢、性別、国籍、障がいの有無などを問わず、市民が多様なスポーツに気軽に参加できる機会を創出します。次代を担う子ども達のスポーツ機会の充実、身近な地域、日常の暮らしの中でスポーツをする環境づくりを進めます。

(1) 誰もがスポーツに親しむ機会の創出

重点 ポイント	<ul style="list-style-type: none">✓ スポーツイベントの開催やトレーニングプログラムの実施支援等を通じた、年齢、性別、国籍、障がいの有無などを問わずスポーツに親しむ環境づくり✓ 従来のスポーツからeスポーツ等の新しいスポーツまで、体験機会の増を通じた誰もが一緒に楽しめる多様なスポーツの普及と認知度向上
------------	---

(2) 次世代のスポーツ機会の創出

重点 ポイント	<ul style="list-style-type: none">✓ 学校体育等との連携による子どもの運動習慣確立と体力向上✓ 地域、学校、民間事業者、プロスポーツチーム、競技団体、NPO等様々な主体の参画による子どもの個性や可能性を引き出すスポーツ機会の拡大
------------	--

(3) 地域でのスポーツ機会の創出

重点 ポイント	<ul style="list-style-type: none">✓ 体育振興会など地域スポーツを支える団体や、地域スポーツ活動に参画する企業等の支援と連携促進✓ 学校施設など身近な場所の活用や、無理なく気軽に始められるスポーツの普及振興を通じた、日常の暮らしの中でスポーツをする機会の創出
------------	---

分野2 「みる」スポーツ

スポーツ文化の定着を目指し、地域で活動するスポーツチームを応援する機運を醸成します。アスリートの競技を間近で観戦できる機会を創出し、市民のスポーツへの関心を高めます。

(1) スポーツ観戦機会の増加

重点 ポイント	<ul style="list-style-type: none">✓ 浜松市をホームとするプロスポーツチームや浜松ゆかりのアスリートの応援機運の醸成と連携事業の実施✓ 国際大会や全国大会等の大規模スポーツ大会や、ナショナルチーム・プロチーム・実業団等のトップアスリート合宿の誘致・開催支援
------------	--

分野3 「ささえる」スポーツ

地域で持続的にスポーツを行っていくために不可欠な「ささえる」人材づくりに取り組みます。人材の資質向上、養成のほか、活動のきっかけ作りや情報提供などの環境づくりを進めます。

(1) 人材の育成

重点 ポイント	<ul style="list-style-type: none">✓ 地域スポーツのコーディネート役となるスポーツ推進委員の資質向上と活動支援✓ 地域スポーツ指導者、市民ボランティアの育成と活動の環境づくり、マッチング機能の強化
------------	--

「する」「みる」「ささえる」に横串を刺す政策

スポーツの「する」「みる」「ささえる」の振興を通じた相乗効果を生み出すため、地域における連携、協働を促進する基盤（プラットフォーム）を整えるとともに、情報の効果的な集約と発信を図ります。

(1) 連携・協働・情報発信

重点 ポイント	<ul style="list-style-type: none">✓ 異分野融合を促進し、ニーズとシーズのマッチングや、連携・協業の契機となるプラットフォーム構築と、連携、協働を推進する人材の確保・育成✓ スポーツの「する」「みる」「ささえる」に関する情報の集約、整理、SNS を含む各種メディア活用による発信の強化
------------	--

「スポーツの力」を生かす政策

スポーツを通じた健康増進や精神的充足に加え、社会的つながりの確保、地域経済の活性化、スポーツを媒介とした社会課題解決など、スポーツが持つ様々な価値や効果を生かし、市民が幸福を実感できるまちづくりを推進します。

(1) スポーツの力を生かしたまちづくりの推進

重点 ポイント	<ul style="list-style-type: none">✓ 地域資源を生かしたビーチ・マリンスポーツの振興やスポーツツーリズム・スポーツコンベンションの推進✓ 大規模スポーツイベントの誘致や企業やプロチーム等との連携による賑わい創出✓ ブラジルとのレガシー協定等を活用したスポーツを通じた他地域との交流促進
------------	---

(2) スポーツの力による市民の幸福度（Well-Being）向上

重点 ポイント	<ul style="list-style-type: none">✓ スポーツによる健康寿命の延伸を通じたウエルネスシティ（予防・健幸都市）の実現✓ スポーツを介した官民連携・協業の促進を通じた社会課題解決
------------	---

(2) スポーツの基盤を支える施設

- (1)に掲げるソフト面の政策 及び 「浜松市公共施設等総合管理計画」を踏まえ、スポーツ施設に係る基本的な方針を以下に定めます。

① 基本的な方針

- 効果・効率
 - ・ 施設の位置づけや利用実態、社会ニーズ等をふまえ、施設規模や機能の見直しを進めるとともに、施設の複合化や集約化、管理主体の変更など継続的に取組みます。
 - ・ 公共空間などの積極的な活用や、大学や企業との連携により民間が保有するスポーツ施設などの活用の検討や実証など、身近に利用できる施設の環境づくりを進めます。
- 安全・快適
 - ・ 施設の日常点検の確実な実施と危険個所への対応、また、大規模施設や機械設備を有する施設においては、中長期の視点から計画的に改修を進めます。
 - ・ インクルーシブなスポーツ環境整備のため、施設のユニバーサルデザイン化と誰もが使いやすい利用環境の構築を推進します。
- 民間ノウハウの活用
 - ・ 大規模施設の改修や新設においては、PFIなどの民間活力の活用手法の積極的な活用や、指定管理者制度の導入を継続するとともに、プロスポーツチーム等の連携による事業の充実など、民間事業者の知見を積極的に取り入れた施設の整備・運営を進めます。

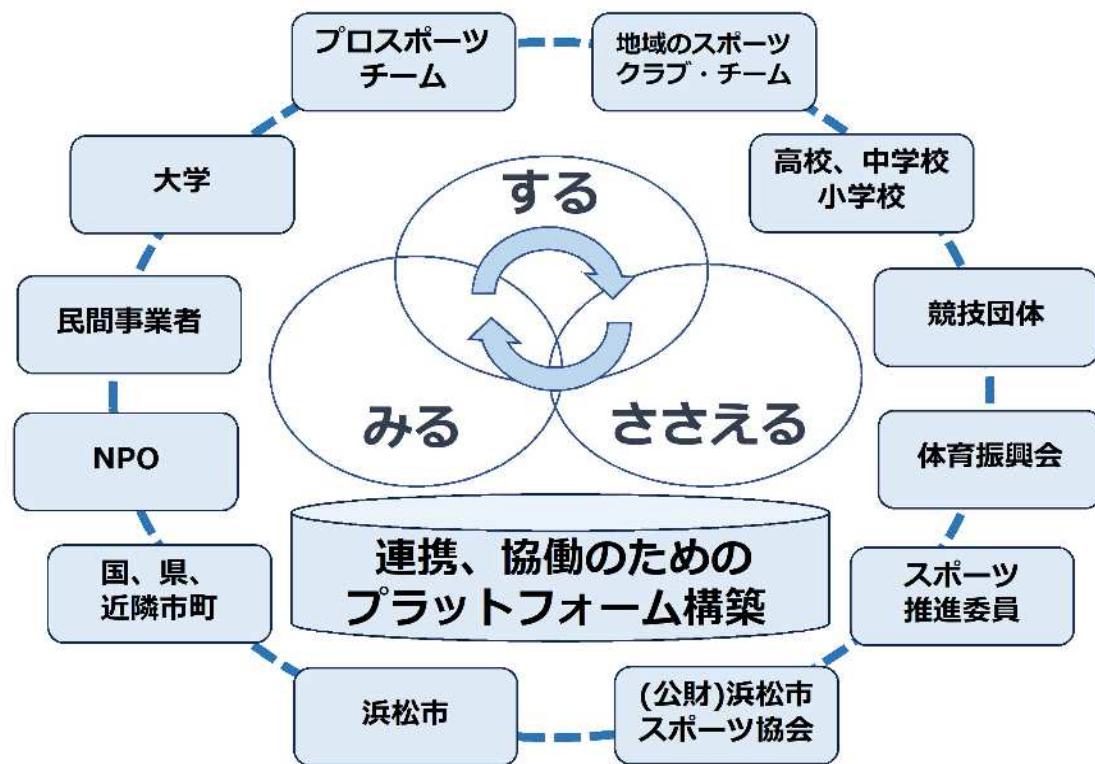
② 利用圏域区分に応じた市有施設の整備運営方針

<付属資料：施設一覧表>

ア 広域施設（市内だけでなく国内・外の利用を基本）
<ul style="list-style-type: none">✓ 主に市内大会から全国大会、国際大会までの開催が可能な施設です。✓ プロスポーツや全国大会の基準を満たす高度なスポーツ環境を提供するとともに、「スポーツの力を生かした地域活性化」の拠点として、「する」「みる」「ささえる」の視点から、施設の持つ規模や機能を最大限に活かした地域活性化や交流人口に資する施設の運営を目指します。✓ プロスポーツチームや競技団体との連携強化等により、スポーツを「する」だけではなく、公式戦の誘致など「みる」環境整備や、合宿やアカデミー事業など「ささえる」の環境を有する複合型スポーツ施設の拠点化を目指します。
イ 市域施設（市域全体での利用を基本）
<ul style="list-style-type: none">✓ 市民の日常的な生涯スポーツ活動や市内大会から全国大会規模の利用が可能な施設です。✓ 市域でスポーツを「する」「みる」「ささえる」の好循環を生み出す拠点施設として、それぞれの施設が有する機能を最大限に活かし、「する」「ささえる」の実践や支援につなげるソフト事業の充実を目指します。
ウ 地域施設（行政区域内程度の利用を基本）
<ul style="list-style-type: none">✓ 市民の日常的な生涯スポーツ活動や地域大会から市内大会規模の利用が可能な施設です。✓ 特に、地域における「する」「ささえる」を重点とした拠点として、誰もが身近にスポーツを楽しむことができる事業の拡大や機会の創出を目指します。✓ 市民ニーズや利用実態、地域性などに十分配慮する中で、施設機能を維持します。
エ 生活圏域施設（中学校区内程度の単位）・コミュニティ圏域施設（主に自治会単位）
<ul style="list-style-type: none">✓ 主に日常的にスポーツの練習や競技指導など活動の場として利用する施設です。✓ 身近なスポーツを「する」「ささえる」拠点として、利用環境の向上を目指します。

4 推進体制

- 本ビジョンは、行政だけでなく、地域、学校、民間事業者、プロスポーツチーム、競技団体、NPO 等との連携、協働により将来像の実現を目指します。
- 地域内における連携、協働を一層促進するため、それらの推進をマネジメントする人材を育成、確保するとともに、スポーツを通じて様々な個人や団体、大学、企業などをつなげるプラットフォームの構築を進め、新たな価値の創造や社会課題の解決を目指します。



浜松市スポーツ推進ビジョン付属資料： 政策体系表

浜松市スポーツ推進ビジョン本書の記載内容			事業活動（アクティビティ）		
※総合計画実施計画を活用し、毎年進捗管理を行っていく					
区分1	区分2	重点ポイント	大事業	中事業	小事業/事柄
分野1「する」スポーツ	1-1 誰もがスポーツに親しむ機会の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツイベントの開催やトレーニングプログラムの実施支援等を通じて、年齢、性別、国籍、障がいの有無などを問わずスポーツに親しむ環境づくり ・従来のスポーツからeスポーツ等の新しいスポーツまで、体験機会の増を通じて誰もが一緒に楽しめる多様なスポーツの普及と認知度向上 	スポーツ普及・活性化事業		地域スポーツスタートアップ連携事業
			スポーツ普及・活性化事業		ゼロ・スタート・トレーニングラボ
			パラスポーツ推進事業		インクルーシブスポーツフェスティバル開催負担金
			スポーツ発信交流事業	浜松シティマラソン開催事業	浜松シティマラソン開催負担金
			生涯スポーツ振興事業	静岡県市町対抗駅伝競走大会事業	
			競技スポーツ振興事業	全国大会出場選手等激励事業	
分野2「みる」スポーツ	1-2 次世代のスポーツ機会創出	<ul style="list-style-type: none"> ・学校体育等との連携による子どもの運動習慣確立と体力向上 ・地域、学校、民間事業者、プロスポーツチーム、競技団体、NPO等様々な主体の参画による子どもの個性や可能性を引き出すスポーツ機会の拡大 	競技スポーツ振興事業	ジュニアスポーツ育成事業	ジュニア強化練習会業務委託
			競技スポーツ振興事業	ジュニアスポーツ育成事業	浜松市ジュニアスポーツ競技力向上等事業費補助金
	1-3 地域でのスポーツ機会の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・体育振興会など地域スポーツを支える団体や、地域スポーツ活動に参画する企業等の支援と連携促進 ・学校施設など身近な場所の活用や、無理なく気軽に始められるスポーツの普及振興を通じて、日常の暮らしの中でスポーツをする機会の創出 	スポーツ普及・活性化事業	体育振興会等地域スポーツ普及事業	
			生涯スポーツ振興事業	小中学校スポーツ施設開放事業	
	2-1 スポーツ観戦機会の増加	<ul style="list-style-type: none"> ・浜松市をホームとするプロスポーツチームや浜松ゆかりのアスリートの応援機運の醸成と連携事業の実施 ・国際大会や全国大会等の大規模スポーツ大会や、ナショナルチーム・プロチーム・実業団等のトップアスリート合宿の誘致・開催支援 	大型スポーツイベント等誘致事業		スポーツイベント等開催事業費補助金交付事業
			大型スポーツイベント等誘致事業		【ゼロ予算】プロスポーツチーム支援事業
分野3「ささえる」スポーツ 「する」「みる」「ささえる」に横串を刺す政策	3-1 人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・地域スポーツのコーディネーター役となるスポーツ推進委員の資質向上と活動支援 ・地域スポーツ指導者、市民ボランティアの育成と活動の環境づくり、マッチング機能の強化 	スポーツ普及・活性化事業		地域スポーツ指導者養成事業負担金
			生涯スポーツ振興事業	スポーツ推進委員活動支援事業	
	4-1 連携・共創・情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・異分野融合を促進し、ニーズとシーズのマッチングや、連携・協業の契機となるプラットフォーム構築と、連携、協働を推進する人材の確保・育成 ・スポーツの「する」「みる」「ささえる」に関する情報の集約、整理、SNSを含む各種メディア活用による発信の強化 <p><スポーツの基盤を支える施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ・効果・効率・安全・快適・民間ノウハウの活用 ・利用圏域区分に応じた市有施設の整備運営 	スポーツ普及・活性化事業		【新規】プラットフォームの構築
			スポーツ施設運営事業	(市内各スポーツ施設の管理運営)	
			スポーツ施設整備事業	浜松アリーナリニューアル整備	
			スポーツ施設整備事業	武道館整備	
			スポーツ施設整備事業	四ツ池公園運動施設整備	
			ビーチ・マリンスポーツ推進事業	管理運営事業	江之島ビーチコート整備・運営
			ビーチ・マリンスポーツ推進事業	管理運営事業	三ヶ日マリンスポーツ拠点整備
「スポーツの力」を生かす政策	5-1 スポーツの力を生かしたまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源を生かしたビーチ・マリンスポーツの振興やスポーツツーリズム・スポーツコンベンションの推進 ・大規模スポーツイベントの誘致や企業やプロチーム等との連携による賑わい創出 ・ブラジルとのレガシー協定等を活用したスポーツを通じた他地域との交流促進 	ビーチ・マリンスポーツ推進事業	普及促進事業	ビーチ・マリンスポーツ普及イベント開催事業
			大型スポーツイベント等誘致事業		ブラジル選手団等事前合宿受入事業
			大型スポーツイベント等誘致事業		スポーツイベント等開催事業費補助金交付事業
	5-2 スポーツの力による市民の幸福度（Well-Being）向上	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツによる健康寿命の延伸を通じたウェルネスシティ（予防・健幸都市）の実現 ・スポーツを介した官民連携・協業の促進を通じた社会課題解決 	スポーツ普及・活性化事業		スポーツ健康相談事業
			スポーツ普及・活性化事業		【新規】プラットフォームの構築

浜松市スポーツ推進ビジョン付属資料： 令和6年度 スポーツ施設一覧表（56施設）

No	施設名	所在地	利用圏域		備考
			現行	R7～	
1	●四ツ池公園（浜松球場、陸上競技場）	中央区 上島六丁目19-1	広域		
2	●浜松アリーナ	中央区 和田町808-1	広域		
3	●古橋廣之進記念浜松市総合水泳場(ToBio)	中央区 篠原町23982-1	広域		
4	●浜松市武道館	中央区 西浅田2丁目3-1	市域		
5	●浜松市北部水泳場	中央区 高丘西4丁目7-1	地域		
6	●花川運動公園（庭球場）	中央区 西丘町724	市域		
7	浜松市半田山グラウンド	中央区 半田山三丁目1084-13	地域	生活	
8	●浜松市馬郡運動広場	中央区 馬郡町3785-1	地域	生活	
9	●浜松市雄踏総合体育館	中央区 雄踏町宇布見9981-1	地域	広域	
-	雄踏総合公園	中央区 雄踏町宇布見9981-1	-	広域	
10	●浜松市雄踏グラウンド	中央区 雄踏町宇布見9611-2	地域	生活	
11	●浜松市舞阪総合体育館	中央区 舞阪町舞阪2623-32	地域	市域	
12	●浜松市舞阪乙女園グラウンド	中央区 舞阪町弁天島3071	地域	生活	
13	●浜松市大塚グラウンド	中央区 大塚町安間川河川敷	地域		
14	●江之島アーチエリー場	中央区 江之島町1197	市域		
15	●江之島ビーチコート	中央区 江之島町1197	市域	広域	
16	●浜松市新橋体育センター	中央区 新橋町1-2	地域		
17	●浜松市瓜内スポーツ広場	中央区 田尻町28	地域	生活	
18	●可美公園（体育館、水泳場外）	中央区 増楽町920-2	地域	市域	
19	●浜松市沖洗運動場	中央区 若林町15-8	地域		
20	●サーラグリーンフィールド(浜松市浜北平口サッカー場)	浜名区 平口3071-1	市域		
21	●サーラグリーンアリーナ(浜松市浜北総合体育館)	浜名区 平口5042-133	市域		
22	サーラグリーンアクア(浜松市浜北温水プール)	浜名区 平口5042-125	市域		(閉鎖中)
23	●浜松市浜北体育館	浜名区 西美蘭30	地域		
24	●浜松市高瀬ゲートボール場	浜名区 高瀬221	地域		
25	●浜松市サンライフ浜北	浜名区 竜南27	地域		
26	●浜松市浜北武道館	浜名区 竜南26	地域		
27	●天竜川運動公園(多目的広場(ほか))	浜名区 中瀬・永島地先	地域		
28	●天竜川大平運動公園(多目的広場(ほか))	浜名区 中瀬地内	地域		
29	●御馬ヶ池緑地(多目的広場(ほか))	浜名区 於呂3732-1	地域		
30	●明神池運動公園(野球場、庭球場)	浜名区 宮口391-5	地域		
31	●梶池緑地(多目的広場)	浜名区 宮口4666-1	地域		
32	●浜松市細江総合グラウンド	浜名区 細江町中川2736	小規模等	地域	
33	●浜松市細江総合体育センター	浜名区 細江町中川2736	地域		
34	●浜松市引佐総合体育館	浜名区 引佐町横尾500	地域		
35	●浜松市奥山体育センター	浜名区 引佐町奥山1550-1	生活		
36	●浜松市引佐運動広場	浜名区 引佐町東黒田847-1	小規模等		R7～消防局へ移管
37	浜松市三ヶ日弓道場	浜名区 三ヶ日町三ヶ日121-26	地域		
38	浜松市三ヶ日運動場	浜名区 三ヶ日町字志1320-5	小規模等	生活	
39	●浜松市三ヶ日B & G海洋センター	浜名区 三ヶ日都筑3116-24	地域		
40	●浜松市天竜B&G海洋センター	天竜区 二俣町阿藏330-2	地域		
41	●浜松市天竜体育館	天竜区 二俣町二俣501	地域		
42	●浜松市天竜武道館	天竜区 二俣町二俣557-1	地域		
43	●浜松市天竜庭球場	天竜区 山東2311-1	小規模等	地域	
44	●船明ダム運動公園	天竜区 船明2660	地域		
45	●浜松市天竜ボート場	天竜区 月969-1	地域		
46	浜松市天竜上阿多古運動場	天竜区 西藤平1555	小規模等	生活	
47	浜松市春野気田スポーツ広場	天竜区 春野町気田846	生活		
48	浜松市春野総合運動場	天竜区 春野町堀之内265-1	地域		
49	浜松市佐久間瞑想館	天竜区 佐久間町浦川2329-2	生活		
50	●浜松市水窪総合体育館	天竜区 水窪町地頭方241-3	地域		
51	浜松市水窪グラウンド	天竜区 水窪町奥領家3386-1	地域		
52	浜松市水窪テニスコート	天竜区 水窪町奥領家3401-1	地域		
53	浜松市水窪小畠プール	天竜区 水窪町奥領家3412-1	コミュニティ	地域	
54	浜松市水窪長尾プール	天竜区 水窪町奥領家3865-3	コミュニティ	生活	
55	浜松市龍山健康増進センター	天竜区 龍山町戸倉217-1	生活	地域	
56	浜松市龍山総合運動場	天竜区 龍山町戸倉239-3	地域		
その他	小中学校開放（体育館・グラウンド・武道館）		生活		140校

（● = 指定管理者制度導入施設）

関連	公園施設等（グラウンド・テニスコート等）		地域・生活	
----	----------------------	--	-------	--

浜松市農業振興ビジョン(案)

に対するご意見をお待ちしています！

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。

浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



1. 「浜松市農業振興ビジョン(案)」とは

現行の「浜松市農業振興ビジョン」が令和6年度末で終期を迎えます。

浜松市の農業の現状や農業を取り巻く情勢を踏まえながら、持続可能な農業を展開し、本市の農業が目指すべき将来像を実現するため、新たな「浜松市農業振興ビジョン」を策定するものです。

2. 案の公表期間及び意見募集期間

令和6年1月20日（水）～令和6年2月20日（金）

3. 案の公表先

農業水産課、市政情報室、区役所、行政センター、支所、協働センター、ふれあいセンター、中央図書館、市民協働センター（中央区中央一丁目）、パブコメPRコーナー（市役所本館1階ロビー）にて配布

浜松市ホームページ（<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>）に掲載
【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

4. 意見の提出方法

意見書には、住所*、氏名または団体名*、電話番号を記入して、次のいずれかの方法で提出してください。

※住所および氏名または団体名が未記入の意見には、本市の考え方を示しません。

・個人情報は、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。

（意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。）

①直接持参	農業水産課（市役所本館6階）まで書面で提出
②郵便【はがき、封書】 (最終日の消印有効)	〒430-0938 浜松市中央区元城町103-2 農業水産課あて
③電子メール	nousui@city.hamamatsu.shizuoka.jp
④FAX	050-3606-6171（農業水産課）

5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和7年2月に公表します。公表先は案の公表先と同じです。

6. 問い合わせ先

産業部農業水産課（TEL 053-457-2333）

パブリック・コメント実施案件の概要

案件名	浜松市農業振興ビジョン（案）
趣旨・目的	本市の農業の現状や農業を取り巻く情勢を踏まえながら、持続可能な農業を展開し、本市が目指すべき将来像を実現するために策定する。
策定（見直し）に至った背景・経緯	“チャレンジ・工夫で「もうかる農業」を実現する”を基本理念として2018（平成30）年度に策定した「浜松市農業振興ビジョン」が2024（令和6）年度末で終了となるため、これまでの取組を検証し、農業の現状や農業を取り巻く情勢を踏まえて新たなビジョンを策定した。
立案した際の実施機関の考え方及び論点	農業者はもちろんのこと、市民、事業者、農業関係団体、行政など多様な主体がそれぞれの役割を担い、連携して「オール浜松」で農業振興に取り組むことで、持続可能な農業を展開していくことが重要である。
案のポイント (見直し事項など)	<p>・基本理念：豊かな資源を次世代につなぐ「もうかる農業」の実現</p> <p>「もうかる農業」とは、農業の経営規模の大小や形態を問わず、すべての農業者が収益を上げることを言う。農業が持続的に発展していくためには、「もうかる農業」を実現することが不可欠であることから、引き続き基本理念に盛り込んだ。「もうかる農業」の実現により、農業にやりがいや生きがいを感じることで、農業の持続的発展に繋がるとともに農地の保全が図られ、農業が持つ多面的機能などの豊かな資源が次世代に引き継がれる。これを目指す姿とし、基本理念として掲げる。</p> <p>・基本方針と基本施策</p> <p>基本理念の実現に向け、2つの基本方針を設定し、さらに10の基本施策を設定し、「人材の確保・育成」は2つの基本方針に共通する施策として位置づける。</p> <p>基本方針1：持続可能で発展する農業の確立</p> <p>基本施策：①農業経営の基盤強化②担い手の確保③生産性の向上 ④付加価値の向上⑤優良農地の確保⑥農業生産基盤の整備 ⑦環境負荷の低減</p> <p>基本方針2：農村の保全・振興</p> <p>基本施策：⑧農村関係人口の増加⑨鳥獣被害対策⑩ユニバーサル農業（農福連携）の推進</p>
関係法令・上位計画など	浜松市総合計画 基本計画
計画・条例等の策定スケジュール（予定）	令和6年11月～12月 案の公表・意見募集 令和7年1月 案の修正、市の考え方の作成 令和7年2月 意見募集結果及び市の考え方公表

浜松市農業振興ビジョン（案）

策定の趣旨

浜松市の農業の現状や農業を取り巻く情勢、国・県・市の関連計画を踏まえながら、今後も全国有数の農業都市として、また本市の基幹産業として農業を持続的に発展させ、豊かな農業資源を次世代に継承していくために策定するものです。

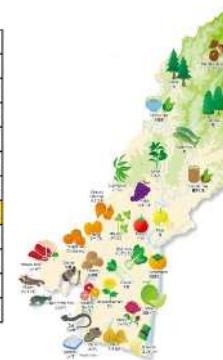
浜松市の農業の特徴

- ・日照時間が長く温暖な気候
- ・中山間地から沿岸部までの様々な地域で多種多様な品目が栽培されている
- ・全国有数の農業産出額、総農家数を誇る

■市町村別農業産出額ベスト10（単位：千円）

順位	2017年(H29)[推計値]	2022年(R4)[推計値]	順位	市町村名	産出額	順位	市町村名	産出額
1	田原市	8,833	都城市	9,113		2	都城市	7,715
2	田原市	9,004	3	鉢田市	7,541	4	鉢田市	6,557
4	別海町	6,467	5	別海町	6,253	5	旭市	5,819
6	新潟市	5,798	6	浜松市	5,220	7	浜松市	5,121
7	弘前市	5,044	8	旭市	4,579	9	豊橋市	4,578
9	鹿屋市	4,601	10	鹿屋市	4,559		曾於市	4,575

出典：市町村別農業産出額（推計）（2017年、2022年）



浜松市の農業の課題

- ・農業者の減少と高齢化
- ・経営耕地面積の減少
- ・耕作放棄地が増加
- ・宅地と農地の混在化
- ・気温上昇や豪雨等の異常気象
- ・燃料や資材等の価格高騰
- ・鳥獣被害の増加

出典：農林業センサス結果報告書
(2010年、2015年、2020年)

* 2020年は後継者の確保状況別経営体の統計値

■総農家数と農業後継者の有無別農家数(戸)



計画期間：2025（令和7）年4月1日～2035（令和17）年3月31日（10年間）

本ビジョンの期間は、30年後の本市の将来像を描いた「浜松市総合計画/基本構想『浜松市未来ビジョン』」を受け、10年間の基本計画を定めた「浜松市総合計画基本計画」の終期に合わせた2034（令和16）年度とします。

推進体制：浜松市農業振興協議会にて基本施策の進捗管理、情報共有、意見交換等を実施

第3次浜松市環境基本計画(案) に対するご意見をお待ちしています！

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



1. 「第3次浜松市環境基本計画(案)」とは

浜松市環境基本計画は、市の環境政策の方向性を示すため、浜松市環境基本条例（平成10年浜松市条例第49号）第9条の規定に基づく「環境の保全及び創造に関する基本的な計画」として定めています。第2次環境基本計画（計画期間：2015～2024年度・2020年度改定）が計画期間を終えることから、社会情勢の変化等を踏まえ、2025年度を始期とした新たな計画を策定します。

2. 案の公表期間及び意見募集期間

令和6年11月15日（金）～令和6年12月16日（月）

3. 案の公表先

環境政策課、市政情報室、区役所、行政センター、支所、協働センター、ふれあいセンター、中央図書館、市民協働センター（中央区中央一丁目）、パブリックPRコーナー（市役所本館1階ロビー）にて配布
浜松市ホームページ（<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>）に掲載
【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

4. 意見の提出方法

意見書には、住所*、氏名または団体名*、電話番号を記入して、次のいずれかの方法で提出してください。

※住所および氏名または団体名が未記入の意見には、本市の考え方は示しません。

- 個人情報は、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。

（意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。）

①直接持参	環境政策課（浜松市鴨江分庁舎4階）まで書面で提出
②郵便【はがき、封書】 (最終日の消印有効)	〒432-8023 浜松市中央区鴨江三丁目1-10 環境政策課あて
③電子メール	kankyou@city.hamamatsu.shizuoka.jp
④FAX	050-3606-4345（環境政策課）

5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和7年2月に公表します。公表先は案の公表先と同じです。

6. 問い合わせ先

環境部環境政策課（TEL：053-453-6146）

パブリック・コメント実施案件の概要

案件名	第3次浜松市環境基本計画（案）
趣旨・目的	第2次浜松市環境基本計画の期間（2015～2024年度）満了に伴い、浜松市環境基本条例（平成10年浜松市条例第49号）第9条に基づく環境の保全及び創造に関する基本的な計画として2025年度を始期とする新たな計画を策定するものです。
策定（見直し）に至った背景・経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次浜松市環境基本計画の策定から10年が経過し、気候変動、生物多様性の損失、海洋汚染などの環境問題は深刻化しています。 ・2021年 地球温暖化対策計画（国）が策定されました。 ・2023年 生物多様性国家戦略が策定されました。 ・2024年 第6次環境基本計画（国）が策定されました。 ・2024年 第5次循環型社会形成推進基本計画が策定されました。
立案した際の実施機関の考え方及び論点	今後、重点的に取り組む施策の方向性を定めるにあたり、近年の環境課題や社会情勢のほか、第6次環境基本計画（国）の内容、第2次浜松市環境計画において掲げた基本方針に対する評価と課題を考慮しました。
案のポイント（見直し事項など）	<p>○将来の理想の姿（環境の将来像）</p> <p>2045年の理想の姿（＝環境の将来像）を次のとおり掲げます。 「脱炭素化と循環型社会の形成が進展し、豊かなくらしや持続的な経済活動と多様な自然環境が共生するまち」</p> <p>○10年後の目標</p> <p>環境の将来像を実現するため、次の2つを10年後の目標に掲げます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①市民一人ひとりの日常生活や事業者の経済活動における脱炭素や資源循環につながる取組を推進し、環境負荷を低減する ②市民・事業者・市民活動団体による環境保全活動を浸透させ、豊かで良好な自然環境と快適で安全・安心な生活環境を確保する <p>○これからの環境施策の方針</p> <p>10年後の目標を達成するため、4つの基本政策と共通政策を掲げ、施策を推進します。</p> <p style="margin-left: 2em;">基本政策1 生活環境の保全</p> <p style="margin-left: 2em;">基本政策2 循環型社会の形成</p> <p style="margin-left: 2em;">基本政策3 カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現</p> <p style="margin-left: 2em;">基本政策4 自然環境との共生</p> <p style="margin-left: 2em;">共通政策 政策を支える基盤づくり</p>

関係法令・ 上位計画など	<p><u>○関係法令</u> 環境基本法</p> <p><u>○上位計画など</u> 浜松市総合計画（基本構想、基本計画）</p>								
計画・条例等の 策定スケジュール (予定)	<table> <tr> <td>案の公表、意見募集</td> <td>令和6年11月15日（金）</td> </tr> <tr> <td>意見募集の終了</td> <td>令和6年12月16日（月）</td> </tr> <tr> <td>市の考え方の公表</td> <td>令和7年2月</td> </tr> <tr> <td>計画施行</td> <td>令和7年4月</td> </tr> </table>	案の公表、意見募集	令和6年11月15日（金）	意見募集の終了	令和6年12月16日（月）	市の考え方の公表	令和7年2月	計画施行	令和7年4月
案の公表、意見募集	令和6年11月15日（金）								
意見募集の終了	令和6年12月16日（月）								
市の考え方の公表	令和7年2月								
計画施行	令和7年4月								

1. 環境基本計画とは／社会情勢の変化

環境基本計画とは

浜松市環境基本条例第9条に基づき策定する計画です。第2次浜松市環境基本計画（以下、第2次計画）の期間満了に伴い、2025～2034年度を期間とする新たな計画を策定します。

社会情勢の変化

環境収容力

- 地球上で生存するための超えてはならない限界値を設定した概念「プラネタリー・バウンダリー」に注目
- 地球の資源や調整能力を超えた活動により、不可逆的な変化等が生じることを示唆

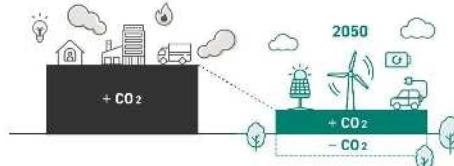
気候変動、生物多様性の損失、海洋汚染等の環境問題は深刻化しており、世界的な課題となっています。

国においても、第6次環境基本計画を策定し、こうした課題への対応方針を示すなど、社会情勢は大きく変化しています。



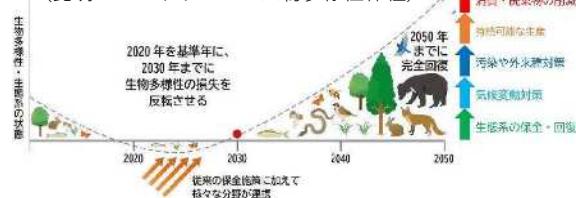
気候変動

- 2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロに（カーボンニュートラル宣言）
- 2100年の世界平均気温の上昇を産業革命前に比べて1.5°C以内に抑える努力を追求（グラスゴー気候合意）



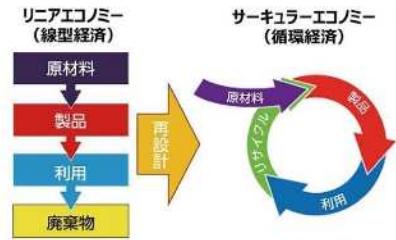
自然共生

- 2030年までに自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させる「ネイチャーポジティブ」の考え方が提示（昆明・モントリオール生物多様性枠組）



循環経済

- 天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される「循環型社会」の形成を推進
- 線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に利用する循環経済「サーキュラー・エコノミー」への移行を推進



図出展 | 環境省HP、生物多様性はままつ戦略2024

2. 第2次浜松市環境基本計画の評価と課題

- 第2次計画では、5つの基本方針に基づく施策を展開してきました。その評価と課題は次のとおりです。

基本方針	主な取組・評価	課題
①健康で安全な生活環境を保全する都市	<ul style="list-style-type: none"> 事業場への立入検査、市内大気・公共用水域の常時監視の実施により環境基準の達成を維持 解体工事現場への立入検査実施によりアスベスト飛散防止を強化 PCB保管事業者への指導により適正処理を促進 流域対策、面源負荷対策等の実施により佐鳴湖の水質改善を推進 	<ul style="list-style-type: none"> 水質改善だけでなく、水辺環境保全への市民ニーズの変化 PCB特別措置法に定める処理期限後の低濃度PCB廃棄物の発生
②資源を有効に活用する循環型都市	<ul style="list-style-type: none"> ごみ減量・資源化施策や家庭ごみ有料化制度に関する説明会の実施等により排出量が減少 産業廃棄物の多量排出事業者に対する適正処理指導により発生抑制・再使用・再生利用を促進 海洋プラスチックごみをテーマとした環境劇の実施により意識啓発を推進 	<ul style="list-style-type: none"> 市民や事業者のごみ減量・資源化に関する意識向上や行動変容の一層の促進 不法投棄防止撲滅に向けた継続的な対策の実施 プラスチックごみ問題に関する意識啓発の継続、自主的な清掃活動を促進するための環境整備
③気候変動に適応しエネルギーを効率的に利用する都市	<ul style="list-style-type: none"> 「浜松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づく施策の実施により温室効果ガス削減（基準年度比20.4%削減） 太陽光発電の導入推進により導入量は全国市区町村トップを維持（※経済産業省公表データ） 	<ul style="list-style-type: none"> カーボンニュートラルに取り組む中小企業向け支援策の推進 市民への継続的な啓発活動を通じた脱炭素を意識したライフスタイルへの転換の促進
④多様な環境と人々の暮らしが共存する都市	<ul style="list-style-type: none"> 「浜松市生きものパートナーシップ協定」に基づく市民等協働での環境保全活動、クリハラリスト防除対策等により生物多様性の保全を推進 イベントでの天竜材（FSC認証材）の普及啓発により認知度向上やブランド化を推進 土地所有者の高齢者化等により地域制緑地の維持は困難化 	<ul style="list-style-type: none"> 絶滅危惧種の生息・生育場所の保全、特定外来生物に対する一層の防除対策の推進 天竜材のブランド化を推進するため、メディアやデジタルツール等のリーチ手法の検討が必要 地域制緑地の指定に向けた地域特性に応じた保全方法の検討、地域住民との緑地保全活動の実施等を通じた意識醸成の推進
⑤環境活動を実践する人が育つ都市	<ul style="list-style-type: none"> 環境学習指導者を養成し、幼保・小中学校等の学習会に派遣することにより、環境教育を推進 環境学習イベントの開催等により市民等の環境問題に対する意識啓発を推進 	<ul style="list-style-type: none"> 環境学習会・イベントの開催等を通じた市民等の環境問題に対する意識啓発の継続 環境学習指導者の活動場所の提供、指導者同士の連携の促進

3. 環境の将来像

- 現行計画の策定期（2015年度）に、浜松市総合計画を踏まえて将来（2045年）の理想の姿＝環境の将来像を掲げました。
- 本計画では、社会情勢の変化や現行計画の評価・課題等を踏まえ、環境の将来像を刷新しつつ、今後10年間で取り組む施策を定めます。

第2次浜松市環境基本計画（2015～2024年度）

第3次浜松市環境基本計画（2025～2034年度）

（仮）第4次浜松市環境基本計画（2035～2044年度）

将来（2045年）の理想の姿【環境の将来像】

脱炭素化と循環型社会の形成が進展し、 豊かなくらしや持続的な経済活動と多様な自然環境が共生するまち

近年、気候変動や生物多様性の損失、環境汚染などの環境問題は深刻化し、世界的な課題となっており、その対応が急務となっています。一方で、人々の生活や社会経済活動は永続していくことから、こうした課題への対応と避けられない状況の変化への適応を両立させていく必要があります。

これらを踏まえ、市民や事業者が脱炭素型の日常生活や経済活動に転換するとともに、限りある資源を持続可能な状態で利活用する意識が定着し、実践することが重要です。こうした一人ひとりの取組により、豊かで快適なくらしの維持や、持続的な経済活動の発展を続けながら、本市が有する山・海・川・湖などの豊かな自然や多様な生物が保全され、共生するまちを目指します。

4. 将来像を実現するための取組の方向性

- 2045年の理想の姿（環境の将来像）の実現に向けて、本計画において達成を目指す「10年後の目標」を掲げます。
- また、この目標を達成するための取組の方向性や基本政策・共通政策を定め、施策を推進します。

将来（2045年）の理想の姿【環境の将来像】

脱炭素化と循環型社会の形成が進展し、豊かなくらしや持続的な経済活動と多様な自然環境が共生するまち

10年後の目標

- 市民一人ひとりの日常生活や事業者の経済活動における脱炭素や資源循環につながる取組を推進し、環境負荷を低減する
- 市民・事業者・市民活動団体による環境保全活動を浸透させ、豊かで良好な自然環境と快適で安全・安心な生活環境を確保する

取組の方向性

- 市民や事業者に脱炭素や資源の有効活用など環境に配慮したライフスタイル・事業活動の定着を促し、官民連携によるカーボンニュートラル・循環型社会の形成を図ります。
- 快適で良好な生活環境を創出するとともに、ネイチャーポジティブの実現に向けて、豊かな自然環境の維持・回復・向上を図ります。

4つの基本政策と共通政策

1 生活環境の保全

2 循環型社会の形成

3 カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現

4 自然環境との共生

共通 政策を支える基盤づくり

5. これからの環境施策

- 10年後の目標を達成するための4つの基本政策と共通政策に位置付ける主要な施策・指標を次のとおり定めます。
- 市環境部を中心とした関係課による取組により、施策を推進します。

	政策名	主要施策	指標
基本政策	①生活環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 大気汚染対策 ➤ 騒音・振動・悪臭対策 ➤ 水環境の保全対策 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 大気環境基準4項目 (SO₂、NO₂、CO、SPM) 環境基準値達成割合 ■ アスベスト届出（レベル1・2）立入実施率 ■ 一般環境騒音環境基準値達成割合 ■ 公害未然防止調査実施率 ■ 公共用水域の環境基準達成率 ■ 地下水の環境基準達成率
	②循環型社会の形成	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 一般廃棄物の減量とリサイクルの推進 ➤ 産業廃棄物の適正処理の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 資源化率 ■ ごみ総排出量 ■ 一人一日あたりの家庭系ごみの排出量 ■ 生活環境に影響を及ぼすおそれのある産業廃棄物の不法投棄件数
	③カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 温室効果ガスの排出削減 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市域からの温室効果ガス排出量 ■ 市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量
	④自然環境との共生	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 生物多様性の保全 ➤ 森林・農地・緑地の保全 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保護地域及び自然共生サイトの面積 ■ 環境保全活動に参加した市民の割合 ■ FSC森林認証面積 ■ 多面的機能支払交付金の面積カバー率
共通政策	政策を支える基盤づくり	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 学校・地域・社会など幅広い場における環境教育 ➤ 適正な環境配慮の取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 環境学習会に参加した市民の割合 ■ 環境学習指導者養成講座修了者数

第3次浜松市人権施策推進計画(案)

に対するご意見をお待ちしています！

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。

浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



1. 「第3次浜松市人権施策推進計画(案)」とは

令和2年3月に策定した「第2次浜松市人権施策推進計画」が5年の期間満了を迎ますが、現在も多様な人権問題が存在しその解消に向けた取り組みが必要となっています。そのため、社会情勢など人権を取り巻く状況の変化も踏まえ「第3次浜松市人権施策推進計画」を策定します。

2. 案の公表期間及び意見募集期間

令和6年1月15日（金）～令和6年1月16日（月）

3. 案の公表先

福祉総務課人権啓発センター（クリエート浜松1階）、市政情報室、区役所、行政センター、支所、協働センター、ふれあいセンター、中央図書館、市民協働センター（中央区中央一丁目）、パブコメPRコーナー（市役所本館1階ロビー）にて配布

浜松市ホームページ（<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>）に掲載
【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

4. 意見の提出方法

意見書には、住所*、氏名または団体名*、電話番号を記入して、次のいずれかの方法で提出してください。

*住所および氏名または団体名が未記入の意見には、本市の考え方を示しません。

・個人情報は、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。

（意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。）

①直接持参	人権啓発センター（クリエート浜松1階）まで書面で提出
②郵便【はがき、封書】 (最終日の消印有効)	〒430-0916 浜松市中央区早馬町2-1 人権啓発センターあて
③電子メール	jinken@city.hamamatsu.shizuoka.jp
④FAX	053-450-7702 (人権啓発センター)

5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和7年2月に公表します。公表先は案の公表先と同じです。

6. 問い合わせ先

健康福祉部福祉総務課人権啓発センター（TEL 053-457-2031）

下記の資料をご覧のうえ、ご意見をお寄せください

●パブリック・コメント実施案件の概要	P 1
●第3次浜松市人権施策推進計画（案）	P 2
●参考資料		
第3次浜松市人権施策推進計画 解説編（案）	浜松市ホームページに 掲載
●意見提出様式（参考）	P 6

パブリック・コメント実施案件の概要

案件名	第3次浜松市人権施策推進計画（案）						
趣旨・目的	<ul style="list-style-type: none"> 人権施策推進計画は、様々な人権問題の解消に向けて、今後の本市の人権施策の方向性を示すとともに、浜松市に暮らすすべての人が、人権について知り考え、一人ひとりがかけがえのない存在であることを認識し、「多様性を認め合う差別のない社会」づくりへの指針となるものである。 						
策定（見直し）に至った背景・経緯	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年3月に策定した「第2次浜松市人権施策推進計画」が期間満了を迎えるため、これまでの取り組みについての検証をするとともに、現在も多様な人権問題が存在することから、その解消に向けた取り組みについて、人権を取り巻く社会状況の変化も踏まえ「第3次浜松市人権施策推進計画」を策定する。 						
立案した際の実施機関の考え方及び論点	<ul style="list-style-type: none"> 計画の策定については、国が示した主な人権課題、現在の計画の進捗状況の検証、人権に関する意識調査結果などを踏まえ、新たな人権課題及び新たな取り組みについても反映できるよう、見直しを行った。 						
案のポイント（見直し事項など）	<p>【計画期間】 令和7年度～令和11年度の5年間</p> <p>【政策目標】 すべての人が、自分らしく生き暮らしていくためには、一人ひとりの権利をお互いに尊重することが大切であることから、政策目標を「多様性を認め合う差別のない社会の実現」に変更した。</p> <p>【施策の方向性】 内容については、基本的には前計画を継承して実施する中で、社会情勢の変化を踏まえ、「インターネットによる人権侵害」をその他の人権問題の中から新たな柱として分野別施策の取り組みに取り上げた。</p>						
関係法令・上位計画など	<p>【関係法令】人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 再犯の防止等の推進に関する法律</p> <p>【上位計画】浜松市地域福祉計画</p>						
計画・条例等の策定スケジュール（予定）	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">令和6年11月～12月</td> <td style="width: 50%;">案の公表、意見募集</td> </tr> <tr> <td>令和7年2月～3月</td> <td>議会・委員会報告、市の考え方公表</td> </tr> <tr> <td>令和7年4月</td> <td>計画の施行</td> </tr> </table>	令和6年11月～12月	案の公表、意見募集	令和7年2月～3月	議会・委員会報告、市の考え方公表	令和7年4月	計画の施行
令和6年11月～12月	案の公表、意見募集						
令和7年2月～3月	議会・委員会報告、市の考え方公表						
令和7年4月	計画の施行						

第3次浜松市人権施策推進計画

令和7年(2025)度～令和11(2029)年度

計画策定にあたって

人権は、「誰もが幸せに生きていく権利」、「自分が自分らしく生きる権利」で、身近で大切なものです。そして「お互いの違いを認め合い」、「個人として尊重し合う」ことによって守られるものと考えます。

しかしながら、いじめや虐待、ハラスメントなどで「幸せに生きていく権利」が奪われたり、偏見や差別を受けて「自分らしく生きる権利」が侵されたりしています。

私たちの周囲にはまだまだ、様々な人権問題が存在するとともに社会情勢の変化を受けて多様化が進んでいます。

この計画は、浜松市に暮らすすべての人人が人権について知り考え、一人ひとりがかけがえのない存在であることを認識し、多様性を認め合い、人権を尊重し、自分らしく幸せに生きられる社会を願い策定しました。



第3次浜松市人権施策推進計画で目指すもの

政策目標 多様性を認め合う差別のない社会の実現

すべての人が、自分らしく生き暮らしていくためには、
一人ひとりの権をお互いに尊重することが大切であることから、
「多様性を認め合う差別のない社会の実現」を目指した取り組みを推進します。

基本姿勢 人権尊重意識の定着～互いに認め合い、尊重し合う～

△人権尊重意識の定着度 50%を目指して事業の推進に取り組みます。

第2次人権施策推進計画において人権尊重意識の定着50%を目指してきましたが、令和5(2023)年の意識調査では31.7%でした。引き続き、人権尊重意識の定着に向けた取り組みが必要と考えます。そのためには、人権に関する正しい知識を身につけることが重要であり、法務局、人権擁護委員、関係団体等と連携して正しい知識の普及・啓発に努めています。

また、人権啓発に取り組む企業や関係団体等の活動も多様性を認め合う、差別のない社会の実現に大きく寄与しており、これらの主体とも連携・協力し、必要に応じて意見を求め施策を推進していきます。そして、それぞれの特性を活かし、共に関わることで、人権問題解決のためのインクルーシブ(包摂的)な環境が整えられていきます。

市は、今後も地域の実情に沿った取り組みを継続的に推進しながら、様々な主体との連携を強化することが重要だと考えます。

令和5(2023)年実施の人権に関する意識調査結果より

問1. あなたは、人権を尊重することは重要だと思いますか？	はいの回答 95.2%
問2. あなたは、自分以外の人の人権を尊重することができていると思いますか？	はいの回答 76.3%
問3. 浜松市は、「人権尊重の意識」が生活の中に定着していると思いますか？	はいの回答 31.7%

体 系 図

政策
目標

基本
姿勢

多様性を認め合う差別のない社会の実現

人権尊重意識の定着
～互いに認め合い、尊重し合う～

重点的な取り組みの方向性

施策の方向性・取り組み

① 幼児期からの家庭・幼児教育の場における人権教育

② 学校における人権教育

③ 地域社会への啓発

④ 企業における人権啓発

⑤ 人権にかかわりの深い職業に従事する人に対する研修等

⑥ 人権を身近に感じる啓発活動

⑦ 相談・支援の推進

1 女性をめぐる人権

2 こどもをめぐる人権

3 高齢者をめぐる人権

4 障がいのある人をめぐる人権

5 部落差別（同和問題）

6 外国人をめぐる人権

7 刑を終えて出所した人をめぐる人権
(第2次再犯防止推進計画)

8 性的マイノリティをめぐる人権

9 インターネットによる人権侵害

10 その他の人権問題

重点的な取り組みの方向性

① 幼児期からの家庭・幼児教育の場における人権教育

◎方向性

- 将来の人格形成に向けて重要な幼児期に
- ・人権への気づきと芽生えとなるような教育
- ・保護者への学習機会を提供

○主な取り組み

- ・幼・小・中学校の保護者対象の人権講座
- ・人権啓発絵本の作成
- ・世代間交流事業

② 学校における人権教育

◎方向性

- 発達段階に応じて人権尊重の意識を高め、正しい知識を理解していくために
- ・学校での人権教育の充実
- ・教職員への研修

○主な取り組み

- ・人権教育の推進
- ・人権教室の実施
- ・教職員研修

③ 地域社会への啓発

◎方向性

- お互いに認め合い、尊重し合える社会となるように
- ・人権について知ったり考えたりする機会の提供
- ・正しい知識と理解を深める啓発活動

○主な取り組み

- ・市民向けの講座
- ・人権講演会
- ・こどもの見守り活動

④ 企業における人権啓発

◎方向性

- 企業の社会的責任(CSR)が重要視され、企業にも人権に関する正しい知識と理解を深めることができるので
- ・企業における啓発活動
- ・企業の取り組みへの支援

○主な取り組み

- ・企業向け人権講座
- ・企業の社会貢献活動相談支援

⑤ 人権にかかわりの深い職業に従事する人に対する研修等

◎方向性

- 人権教育・啓発の推進には、教職員、市職員が正しい知識と理解を深めることが重要
- ・研修会、講座等の実施
- ・人権尊重意識の高い人材育成

○主な取り組み

- ・市職員対象の研修
- ・教職員対象の研修
- ・人権だよりの発行
- ・市町人権教育連絡協議会

⑥ 人権を身近に感じる啓発活動

◎方向性

- 人権を身近に感じ、人権について知ったり考えたりする機会を提供するために
- ・気軽に参加できるイベント、講演会
- ・多くの市民が参加するイベントでの啓発活動

○主な取り組み

- ・コンサートなどの誰もが気軽に参加できる人権啓発イベントの開催
- ・多言語による情報提供
- ・人権啓発活動地域ネットワーク事業

⑦ 相談・支援の推進

◎方向性

- 人権擁護委員、法務局等とともに
- ・人権に関する悩みの相談
- ・人権の分野に応じた相談・支援
- ・相談機関の周知

○主な取り組み

- ・地域包括ケアシステム体制の構築
- ・安心して相談できる相談体制の推進
- ・ICTを活用した相談事業や情報の提供

分野別施策の取り組み

1 女性をめぐる人権

現状と課題

- ・性別による役割分担意識の存在
- ・DV、セクシュアル・ハラスメントなど

取り組みの方向性

- ・ジェンダーギャップの解消に向けた教育・啓発
- ・女性への暴力を見逃さない地域づくり
- ・安心して相談できる環境整備など

2 こどもをめぐる人権

現状と課題

- ・児童虐待、いじめ
- ・子どもの貧困など

取り組みの方向性

- ・子どもの人権が尊重される教育・啓発
- ・子どもに関わる相談事業の充実及び関係機関の連携強化
- ・地域のこどもを守る活動支援など

3 高齢者をめぐる人権

現状と課題

- ・高齢者への虐待
- ・高齢者への詐欺や悪質商法被害など

取り組みの方向性

- ・高齢者の人権が尊重される教育・啓発
- ・高齢者が自立して生活できる環境づくり
- ・高齢者への相談・支援など

4 障がいのある人をめぐる人権

現状と課題

- ・障がいのある人への配慮の不足
- ・障がいのある人の高齢化
- ・発達に課題のある子どもの顕在化など

取り組みの方向性

- ・障がいのある人の人権が尊重される教育・啓発による「心のバリアフリー」の推進
- ・社会参加促進のための就労支援
- ・障がいのある人やその家族への相談・支援など

5 部落差別(同和問題)

現状と課題

- ・正しい知識と理解の不足
- ・結婚や就職の際の心理的差別の存在など

取り組みの方向性

- ・正しい知識と理解を深めるための教育・啓発
- ・周辺住民との交流事業の継続など

6 外国人をめぐる人権

現状と課題

- ・多国籍化及び外国人材の受入れ拡大
- ・文化や生活習慣の違い
- ・相互理解及び交流の促進など

取り組みの方向性

- ・多様な文化への理解・尊重のための教育・啓発
- ・外国人市民への多言語による情報提供・相談・支援など

7 刑を終えて出所した人をめぐる人権(第2次再犯防止推進計画)

現状と課題

- ・再犯者に占める福祉的支援への必要がある人の割合
- ・刑を終えて出所した人への偏見など

取り組みの方向性

- ・犯罪や非行をした人の就労支援
- ・保健、福祉サービスの提供支援
- ・関心を深めるための啓発活動
- ・活動しやすい環境づくりなど

8 性的マイノリティをめぐる人権

現状と課題

- ・正しい知識と理解の不足
- ・周囲からの偏見や差別、生きづらさなど

取り組みの方向性

- ・アウティング（第三者への暴露）の防止等を含めた正しい知識と理解を深めるための啓発活動
- ・生きづらさを解消するための取り組みなど

9 インターネットによる人権侵害

現状と課題

- ・インターネット利用にともなう人権問題
- ・正しい情報モラルへの理解不足など

取り組みの方向性

- ・情報モラルとICTリテラシーの向上のための啓発
- ・誹謗中傷・人権侵害の解消に向けた取り組みなど

10 その他の人権問題

現状と課題

- ・HIV感染者、ハンセン病患者への偏見や差別
- ・犯罪被害者等に関する人権問題
- ・ホームレスへの嫌がらせや暴力
- ・地震や大雨などの災害時における偏見や人権侵害など

取り組みの方向性

- ・正しい知識と理解を深めるための教育・啓発
- ・犯罪被害者等、ホームレスに関する支援など

浜松市 健康福祉部 福祉総務課人権啓発センター

〒430-0916 浜松市中央区早馬町2番地の1

TEL:053-457-2031 FAX:053-450-7702

URL <https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>

令和7(2025)年 月発行

パブリック・コメント意見提出様式

～あなたのご意見をお待ちしています～

※ご住所 (所在地)	
※お名前 (法人名・団体名)	
電話番号	
案の名称	第3次浜松市人権施策推進計画（案）
意見募集期間	令和6年11月15日（金）～令和6年12月16日（月）
意見欄	

- ・※ご住所およびお名前が未記入の意見には、実施機関の考え方は示しません。
- ・個人情報は、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。
- ・この様式は参考です。任意の様式でも提出していただくことができますが、その場合でも、上記と同様の内容について記入をお願いします。
- ・この様式は、市ホームページからもダウンロードできます。

【提出先】 福祉総務課人権啓発センターあて

住所 : 〒430-0916 浜松市中央区早馬町2-1 クリエート浜松1階

FAX : 053-450-7702

E-mail : jinken@city.hamamatsu.shizuoka.jp

～どうやって意見を書いたらいいの？～

「もっとこうしたらどうか」「もっとこうしてほしい」など、計画や条例の案を見て思ったこと、感じたことを箇条書きや文章にまとめてください。

どうやって書いたらいいか分からぬ場合には、以下の書き方例を参考にしてみてください。

＜書き方例＞

- ページにある「〇〇〇〇」という言葉は分かりにくいので、「□□□□」に変えてはどうでしょうか。
- ページの「△△△△」については、「■■■■」という内容を追加したほうがよい。その理由は……だからである。
- ページに書いてある目標件数ですが、「〇〇件」では少ないので、「□□件」にすべきだと思う。
- ページの「△△△△」という文章は具体的にどういう意味なのか。また、専門用語が多く使われているので、計画の中に用語解説をつけるべき。

